

第22回弁護士業務改革シンポジウム第8分科会

「スポーツ界の移籍制限に対する法的アプローチと弁護士の役割」

～進行次第～

13:00～13:05

司会発言

担当：徳田 暁 弁護士（司会）

（神奈川県弁護士会、弁護士業務改革委員会 スポーツ・エンターテインメント法促進PT 幹事）

13:05～13:15

開会挨拶：酒井 俊皓 弁護士

（愛知県弁護士会、弁護士業務改革委員会 スポーツ・エンターテインメント法促進PT 副座長）

13:15～14:15

基調講演

担当：菱沼 功 公正取引委員会事務総局官房参事官

14:15～14:45

基調報告

担当：大橋 卓生 弁護士

（第一東京弁護士会、弁護士業務改革委員会 スポーツ・エンターテインメント法促進PT 幹事）

14:45～14:55 休憩（10分）

14:55～16:30

<パネルディスカッション>

パネリスト：

菱沼 功 公正取引委員会事務総局官房参事官

川井 圭司 同志社大学政策学部教授

峰 幸代 元ソフトボール日本代表

松本 泰介 弁護士

(第二東京弁護士会、弁護士業務改革委員会 スポーツ・エンターテインメント
法促進PT 幹事)

富田 英司 弁護士

(大阪弁護士会、弁護士業務改革委員会 スポーツ・エンターテインメント法促進
PT 幹事) モデレーター

<質疑応答>

16:30～16:40

総括・閉会挨拶：桂 充弘 弁護士

(大阪弁護士会、弁護士業務改革委員会 スポーツ・エンターテインメント法促進PT 座長)

- 第1 問題意識
- 第2 移籍制限主体に着目した議論状況の整理
 - 1 国際移籍（プロリーグ間）の制限
 - 2 国内プロリーグ内（プロチーム間）の移籍制限
 - 3 社会人チーム間の移籍制限
 - 4 学生スポーツ団体の移籍制限
 - 5 スポーツ団体による競技の独占
 - 6 クラブチームレベルの専属契約
- 第3 総括と提言

第1 問題意識

スポーツ界では、プロスポーツやアマチュアスポーツ、学生スポーツの統括団体が選手の移籍制限ルールを定めている事例が少なくない。移籍制限ルールの目的は、選手の育成費用の回収可能性を確保することによる選手育成インセンティブを向上させることや、チームの戦力を均衡させることによる競技としての魅力維持・向上、学生の転学による学業への影響の防止などがあるとされている。

他方、こうした移籍制限ルールは、選手の移籍の自由を制限する点で職業選択の自由やスポーツ権といった人権を制約する側面があると指摘されている。人権侵害の観点から移籍制限を問題とした事例として、契約満了後の移籍金制度が EU 加盟国間の労働者の「自由移動の原則」を定めたローマ条約¹48 条違反とした欧州裁判所の判決（ボスマン判決）などがある。

また、チーム間の選手獲得競争が停止・抑制され得るとともに、その結果、選手を活用したスポーツ活動を通じた事業活動における競争も停止・抑制され、また、チームの新規参入が阻害され得るといった観点から、独占禁止法上の問題点が指摘されている（『スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方について』2019年6月17日公正取引委員会）。すなわち、競争関係にある複数の事業者が、共同して、人材の移籍や転職を相互に制限・制約する旨を取り決めることは、原則として独占禁止法3条の不当な取引制限に当たり、同法違反となる。スポーツチームは、スポーツ活動を通じて経済的な活動（事業活動）を行っており、独占禁止法上の事業者にあたる。そのため、スポーツチームにより構成されるスポーツリーグにおいて移籍制限ルールが設定される場合、チーム間の選手獲得競争が抑制される結果、選手を活用したスポーツ事業活動における競争も抑制され、また新規参入が阻害され、ひいては消費者全般の利益を害する可能性があるため独占禁止法上問題となり得るとされる。競争法的な観点から移籍制限を問題とした事例として、国際スケート連盟の大会参加制限規定を EU 競争法違反とした欧州委員会の命令などがある。

移籍制限に対し、別のアプローチでの解決を図る事例もある。米国では、BROWN 事件連邦最高裁判決において、団体交渉過程への反トラスト法の介入を否定した上で、団体交渉プロセスから相当程度乖離して使用者間で合意が交わされた場合など、反トラスト法の介入によって団体交渉過程を阻害しない場合には反トラスト法の適用は肯定されるという形で、労働政策と競争政策の調整が図られている。ボスマン判決後、国際サッカー連盟（以下「FIFA」という。）は2001年に新たに国際移籍規定を制定し、この規定を前提に、欧州サッカーにおける利害関係者間の合意に基づき、選手契約の最低条件が設定されている。

このように、スポーツにおける移籍制限については、各国の法制度や歴史的背景の相違によって、人権、競争法、労使交渉、ステークホルダーの対話（ソーシャルダイアログ）など様々な法的アプローチがなされており、個別具体的な移籍制限の是非を判断する基準は明確ではない。この点、スポーツにおける移籍制限といっても、スポーツ選手に対して移籍制限を課する主体に着目すると、以下の分類が可能である。

¹ 欧州共同体設立条約（1958）

- 1) 国際移籍（プロリーグ間）の制限
- 2) 国内プロリーグ内（プロチーム間）の移籍制限
- 3) 社会人チーム間の移籍制限
- 4) 学生スポーツ団体の移籍制限
- 5) スポーツ団体による競技の独占
- 6) クラブチームレベルの専属契約

そこで、本基調報告では、上記1)～6)の移籍制限について、過去の事例や議論状況を整理することで、移籍制限に対する法的アプローチを網羅的に把握し、個別具体的な移籍制限の是非を検討する際の指針を示すことを目的とする。

第2 移籍制限主体に着目した議論状況

1 国際移籍（プロリーグ間）の制限

弁護士業務改革委員会スポーツ・エンターテインメント法促進PT

幹事 大橋卓生（第一東京弁護士会）
 山田尚史（大阪弁護士会）
 富田英司（大阪弁護士会）
 徳田暁（神奈川県弁護士会）

(1) はじめに

プロスポーツ選手の国際移籍については、1995年、欧州裁判所が下したボスマン判決という著名判決が存在する。同判決では、従前、サッカー界に存在していた移籍金制度が違法とされて大きな波紋を呼び、EUにおけるスポーツ選手の移籍制限やスポーツ政策に大きなインパクトを与えた。

本項では、ボスマン判決の内容、同判決の影響に触れた上で、欧州委員会の報告書等によりEUにおけるスポーツへの競争法の適用についての考え方を紹介することで、欧州におけるスポーツに関する国際移籍制限に対する考え方を概観する。

(2) ボスマン判決

ア 事案の内容²³

ベルギーリーグのチームに所属していたジャン＝マルク・ボスマン選手（以下「ボスマン選手」という。）は、1990年6月30日の所属クラブとの契約期間満了に伴い、フランスリーグのクラブに移籍しようとした。ところが、当時、ベルギーサッカー協会（以下「URBSFA」という。）の移籍規程⁴では、選手が、クラブとの契約を更新せず移籍する際、移籍先クラブが移籍元クラブに対し金銭補償をしなければならないという移籍金制度が存在しており、同制度等を巡るトラブル等が原因で移籍が実現しなかった。そこで、ボスマン選手は、移籍金制度等が違法である等と主張し、訴

² Case-C-415/93 Union Royal Belge des Sociétés de Football Association and Others v. Bosman and Others 【1995】 ECR I-4921

³ 川井圭司『プロスポーツ選手の法的地位』（2005年、日本評論社）328頁～330頁参照。

⁴ ボスマン判決では、欧州サッカー連盟（以下「UEFA」という。）及びFIFAの移籍規程の内容はボスマン選手に直接適用されるものではないとしつつ、ベルギー国内の移籍規程に含まれており、影響を及ぼすとされている(前掲脚注2 para11)。

えを提起した。

イ 判決の内容⁵

ボスマン判決では、移籍金制度が、EU加盟国間の労働者の移動の自由を保障するローマ条約 48 条（現行の欧州連合の機能に関する条約（以下「EU 機能条約」という。）45 条）に反すると判断された。判断の概要は以下のとおりである。

（ア） プロスポーツにローマ条約が適用されるか否か

スポーツがローマ条約の射程とされるのは、スポーツ選手が同条約 2 条にいう経済的活動をしている場合に限られる。報酬を受けて労務提供をするプロスポーツ選手あるいはセミプロのスポーツ選手のスポーツ活動に対しては、ローマ条約が適用される。

（イ） 移籍金制度がローマ条約 48 条（労働者の移動の自由）に反するか否か

移籍金制度が EU 加盟国の労働者⁶の自由を保障するローマ条約 48 条に反するかどうかは、

① 移籍金制度が労働者の自由移動を制限するか否か

② 制限する場合はその制限が正当化されるか否か

という枠組みで判断される。

①について、移籍金制度は、選手が契約満了後も所属クラブから去ることを妨害することによって、他の国での活動を求める選手の自由を制限するものであることなどから、労働者の自由移動を制限する。

②については、当該制限によって正当な目的が達成され、かつ、その制限が目的達成に対し必要な範囲を超えない場合には、制限は正当化される。この点につき、URBSFA 及び UEFA 等からは、移籍金制度を正当化する目的として、i) クラブ間の競争のバランスの維持、及び、ii) 若い選手の育成を支援する必要性があること等が主張されたが、i) については、移籍金制度があっても、資金力のあるクラブが良い選手を獲得することを抑止するものではなく、目的を達成し得るものではない、ii) については、育成費用は不確実なものであるから、移籍金を受け取っても、若い選手の獲得やトレーニングの奨励における決定的な要因や十分な資金調達手段となり得ない、また、ii) の目的は、労働者の移動の自由を妨げない他の手段によっても達成することができる。以上より、いずれの理由によっても移籍金制度は正当化されない。

（ウ） 移籍金制度が競争法に反するか否か

訴訟の中で、ボスマン選手からは、移籍金制度が、競争法の観点、すなわち、事業者間の競争制限的協定及び協調的行為を規制するローマ条約 85 条（EU 機能条約 101 条）に反する旨の主張などもなされていた。判決では、ローマ条約 48 条（労働者の移動の自由を制限するか否か）の観点からのみ判断がなされ、競争法の観点からは判断がなされなかったが、同判決の法務官意見では、競争

⁵ 前掲脚注 3 川井 330 頁～336 頁参照。

⁶ ローマ条約 48 条の「労働者」該当性については、欧州裁判所は、ローマ条約 48 条の「労働者」について広く解釈しており、プロスポーツ選手も同条の「労働者」に当たるとしている（前掲脚注 3 川井 286 頁）。

法の観点からも詳細な検討がなされ、

- ・移籍金制度は通常の状況下における選手獲得の競争を制限するものである
- ・競争制限の効果を持つにとどまらず、クラブ及び協会によって競争制限が意図されている

等として、移籍金制度がローマ条約 85 条(1)(c) (EU 機能条約 101 条(1)c) で禁止されている「供給資源の分割」に該当するとされた⁷⁸。

(3) ボスマン判決の影響⁹

ボスマン判決を受けてサッカー界では移籍金制度などが撤廃され、選手は、契約満了のタイミングで自由に他のクラブと契約を締結することが可能となった。最も、判決の影響はそれにとどまらず、サッカー界に大きな影響を及ぼした。

クラブは、他クラブで契約期間が満了した選手を獲得する際に移籍金を支払う必要がなくなったが、反面、選手が自由に移籍することができるため、所属する有力選手を引き留める場面では選手への報酬をアップする必要が生じ、選手の報酬が高騰していった。また、選手を引き留めるため、クラブが有力選手と複数年契約を締結することも増えていった。

このとおり、ボスマン判決により、選手の報酬の高騰及び契約期間の長期化等の現象が起こったが、これらを実行するには資金力が必要とされた。したがって、ボスマン判決後、資金力のあるクラブが資金力に物をいわせてスター選手の獲得を進め、他の中小クラブとの格差が開き、クラブの二極化が進むこととなった。

(4) The Helsinki Report on Sport (1999.10.12)

アムステルダム条約（以下本項において単に「条約」という。）¹⁰に添付されたスポーツに関する宣言¹¹を想起し、スポーツの社会的役割を認識するため、現行のスポーツ組織を保護し、共同体の枠組みにおけるスポーツの社会的機能を維持することを目的とし、欧州理事会の要請に基づき、欧州委員会が作成した報告書である。

この報告書では、ヨーロッパにおけるスポーツ人気の上昇と経済的な発展について、新たな雇用の増進など利点もある反面、多くの紛争を生み出し、商業化がスポーツの教育的機能や社会的機能を弱体化させる危険性を指摘する。具体的にはドーピングの拡大、スポーツの原則及び社会的機能を犠牲にした商業化の促進、利益の

⁷ Opinion of Advocate General Lenz, Case-C-415/93 Union Royal Belge des Sociétés de Football Association ASBL and Others v. Bosman and Others 【1995】 ECR I-4921 para262 前掲脚注 3 川井 336 頁～341 頁も参照。

⁸ 同法務官意見では、表面上競争を制限するように思われるルールであっても、正当な目的達成のために不可欠なルールについては、ローマ条約 85 条(1)の適用を受けないと述べられているが、同事件では、移籍金制度が事業目的のために必要不可欠という立証はなされていないとされている(前掲注 7 para270)。

⁹ 前掲脚注 3 川井 350～352 頁参照。

¹⁰ EU の権限を強化した条約 (1999)

¹¹ 宣言の内容は次のとおりである。

The Conference emphasises the social significance of sport, in particular its role in forging identity and bringing people together. The Conference therefore calls on the bodies of the European Union to listen to sports associations when important questions affecting sport are at issue. In this connection, special consideration should be given to the particular characteristics of amateur sport.”

最大化を目的に大型クラブがスポーツ団体を脱退することによるプロ・アマ間の財政的連帯や多くのスポーツ団体に共通する昇降格システムの毀損のおそれ、若くしてトップスポーツの世界に入った者が、他の職業訓練を受けないまま、転職を余儀なくされるおそれ、などである。

このため、同報告書は、EU、その加盟国及びスポーツ界は、スポーツの教育的・社会的機能を再確認し、強化する必要があるとし、スポーツは全ての社会階層と年齢層に影響を与え、社会的統合と教育のための不可欠なツールであるとする。具体的には、①スポーツの教育的役割の強化、②ドーピングと戦うための協同を挙げている。

スポーツの領域において経済的な発展とそこから生じる問題に対する様々な国家機関やスポーツ団体の対応は、現在のスポーツの構造とその社会的機能を保護することを保証するには十分とでない指摘する。そして、スポーツは、社会、文化、健康、教育の分野で果たす機能を支えるアイデンティティと自律性を失うことなく、発展すべき新しい商業的枠組みに同化できるようにしなければならないとして、スポーツの法的環境を明確にすべきとする。

この点、条約にはスポーツに関する具体的な規定はないが、共同体は、各国の国家機関やスポーツ団体が行うイニシアチブが競争法を含む共同体法に準拠し、特に域内市場の原則（労働者の移動の自由、設立の自由、サービス提供の自由など）を尊重するよう保証しなければならない。

現在のスポーツ団体の組織構造を維持することが望ましいとしつつ、スポーツに関する問題について新しいアプローチが必要であるとする。そのアプローチは、変化する経済的・法的環境と融合しつつ、スポーツの伝統的な価値を守るものであり、スポーツを世界的かつ首尾一貫して捉えることができるようすべきとする。

こうした全体的なビジョンは、各レベルの様々な主体（スポーツ界、加盟国、共同体）間の協議を深めることを前提とする。その結果、各レベルにおいて、スポーツについての法的枠組みが明確になるはずである。

① 共同体レベル

この新しいアプローチを実施する上で、EUは不可欠な役割を担っている。

スポーツは、経済活動の面で、EC条約¹²の規則の適用を受ける。スポーツに条約の競争法を適用するには、スポーツ特有の特性、特にスポーツ活動とそれが生み出す経済活動の相互依存性、機会均等の原則、結果の不確実性を考慮する必要がある。

欧州委員会が例示したスポーツ団体の行為の整理は次のとおりである。

(ア) 競争法に抵触しない行為

スポーツ団体の規則で、それなくしてはスポーツが存在し得ないような規則を作成したり、スポーツの組織や競技会の開催に必要な規則は、競争法の対象とはならない場合がある。スポーツに固有の規則は、何よりもま

¹² 欧州共同体設立条約（ローマ条約）を指す。

ず、「ゲームの規則」である。これらのルールの目的は、競争を歪めることではない。

(イ) 競争法で原則として禁止されている行為

スポーツが生み出す経済活動に対する制限的な行為である。特に、スポーツ製品の並行輸入の制限や特定の加盟国に居住するユーザーとその加盟国以外に居住するユーザーとを差別するスタジアムの入場券の販売などが該当する可能性がある。

客観的な理由なく他の供給者を排除して市場を閉鎖するようなスポンサーシップ契約は禁止される。

トレーニング費用と無関係に恣意的に計算された支払に基づく国際移籍の制度は、当該選手の国籍に関係なく禁止されている。

最後に、スポーツ団体がその規制力を利用して、正当化された品質又は安全基準を遵守しているにもかかわらず、その団体の製品の品質又は安全性を証明する文書を得ることができない経済事業者を、客観的な理由なく市場から排除する行為は禁止される可能性がある。

(ウ) 競争法の適用除外となる可能性の高い行為

前述のボスマン判決は、機会の平等と結果の不確実性のある程度維持しつつ、クラブ間の均衡を保つこと、及び若い選手の採用と育成を奨励することを目的とする正当なものとして認めている。したがって、この2つの目的を達成するために真に設計されたプロクラブ間の合意やそのスポーツ団体による決定は、除外される可能性が高いと思われる。トレーニング費用に関連する客観的に計算された支払に基づく移籍制度や標準契約、スポーツイベントを放送する期間と範囲が限定された独占的権利も同様と思われる。この分野では条約の他の規定、特にプロのスポーツ選手の移動の自由を保障する規定も遵守されなければならない。

入札広告に基づき、明確かつ非差別的な選定基準を持つ短期的なスポンサー契約は、認められる可能性が高い。

放送権の共同販売に関する適用除外は、消費者にとっての利益と追求される正当な目的との関係で競争を制限することの比例的性質を考慮する必要がある。この文脈では、権利の共同販売とプロスポーツとアマチュアスポーツの間の財政的連帯、若いスポーツ選手の育成という目的、国民の間でスポーツ活動を促進するという目的との間にどの程度の関連性が認められるかも検討する必要がある。ただし、スポーツイベントの放送に関する独占権の販売については、その期間や範囲によって市場の閉鎖をもたらすような独占権は禁止される可能性がある。

② 各国レベル

各国当局は、現在の組織とスポーツの社会的機能を保護するために、法的ルールを明確にする必要がある。各国のスポーツ団体を保護する方法の一つは、各加盟国においてスポーツ団体を法律で承認することを規定することである。他の方法としては、国とスポーツ団体とのパートナーシップ協定や、代表的なスポー

ツ団体に専門家団体に準じた特定の地位を与えることが考えられる。また、クラブの法的地位、クラブの買収、商業・金融グループの資本参加についても、法的な観点から検討する必要がある。

③ スポーツ団体レベル

スポーツの法的環境を明確にするためには、各団体が自らの使命や定款をより正確に規定する努力も必要である。欧州のスポーツ団体のピラミッド構造は、スポーツ団体に実質的な“独占”を与えている。一つの種目で複数のスポーツ団体連盟が存在する場合、大きな対立を引き起こす危険性がある。実際、国内選手権の開催や国際大会に出場する国内選手や代表チームの選出には、一つの種目にかかる全てのスポーツ団体と競技者をまとめる統括団体の存在が必要となることが多い。

また、スポーツ団体は、アマチュアスポーツやプロスポーツの振興、社会への統合（若者、障害者等）の役割も果たすべきである。スポーツ団体の定款には、これらの使命が明示されなければならない。これらの責務は、内部連帯の財政的な仕組みや競技スポーツとアマチュアスポーツの構造的・連帯的な関係によって、効果的に実践に移されるべきものである。

経済的側面を持つ運営は、「スポーツ特殊性」を重視しながら、透明性及び市場へのバランスのとれたアクセス、効果的な再分配、契約の明確化という原則に基づくべきである。

ボスマン判決で非難された移籍制度の代替策を開発するために、スポーツ団体と連携して解決策を見出す必要がある。

欧州委員会が条約のもとでスポーツに対して直接的な責任を負っていないことは、実に重要なことである。その前提で、新しいアプローチへの第一歩は、関係する様々な当事者がスポーツの原則という共通の土台を尊重するが必要であるとする。スポーツの価値、スポーツ団体の自治、条約、特に補完性原則を尊重しつつ、EUにおけるスポーツの振興を促進するために、EU機関、加盟国、スポーツ団体の間で、同じ方向に向かう新しいパートナーシップが必要とされている、とする。

(5) SPORT AND EUROPEAN COMPETITION POLICY (1999. 10. 14-15)

“The Helsinki Report on Sport”（ヘルシンキレポート）と同時期に、欧州委員会の事務局次長が発表した個人的な見解である。この見解は、ヘルシンキレポートに反映されているとされているが、同レポートに記載されていない部分があるため、その内容を紹介する。

まず、欧州委員会は、スポーツ分野にける競争事案を扱う場合に、少なくとも以下の3つの点で「スポーツの特殊性」を考慮すべきとする。

① スポーツ競技会の組織に関する規則

強豪チームと弱小チームとの間の最低限の連帯と平等性を確保し、結果の不確実性を保証するためのルールが必要であり、これは産業界の企業間競争のル

ールとはかなり異なるものである。

② スポーツは経済活動であるだけでなく、社会活動でもあること

スポーツは何百万人ものアマチュアがプレーする社会活動であり、社会において(特に難しい社会的な領域で)、積極的な役割を果たしている。健康の増進、レクリエーション、人々の交流、若者の訓練など、積極的な役割を果たしている。

③ スポーツ団体は規制的な役割(規則の作成や競技会の運営など)を担うとともに、経済活動にも関与(テレビ放映権やチケットの販売、ロゴのライセンスなど)していること

欧州委員会は、スポーツに競争法を適用するに当たり、競争原理の遵守とスポーツ政策の要求をできる限り明確に区別しようとしている。競争法に照らして問題を生じないスポーツ団体の行為について、スポーツに内在するもの、その組織のために必要である、又は上記の積極的な目的の観点から正当化されるという理由で、受け入れることにしている。

特定の規則が重大な経済的影響を及ぼす場合や当初は純粋なスポーツのために設けられた規則がスポーツに関連する経済活動の発展により経済的な性格を持つようになった場合、その規則の本質的なスポーツ上の性質を特定することは容易ではない。このため、何がスポーツ固有の規則であり、スポーツの組織やスポーツ競技会の組織に必要な規則であるかを明らかにすることは、ケース毎に判断するほかない。

欧州委員会や欧州裁判所が、次の事項について、条約 81 条 (1) の適用範囲外であるという結論に達しても驚かないであろう。

- ・ 試合のルール
- ・ ナショナルチーム間の競技会における国籍条項
- ・ 欧州大会や国際大会に参加する一か国当たりのチーム数や個人数を規定する国毎の出場枠
- ・ 客観的かつ被差別的な基準に基づく選考基準
- ・ 選手の移籍に関するルール(ただし、関連するスポーツの一般的な構造において、ある程度バランスを確保する。)
- ・ 結果に関する不確実性を確保するために必要な規則(より制限的な方法が利用できない場合)

(6) Meca-Medica 判決 (2006. 7. 18)

こうしてスポーツにおける EU 競争法の適用が整理されていく中、欧州裁判所は、初めて競争法のスポーツへの適用について言及した。

ア 事案の概要

1999 年 1 月にブラジルで開催された国際水泳連盟(以下「FINA」という。)のワールドカップにてドーピング違反(禁止物質の検出)となった 2 名の水泳選手に対して、FINA は 4 年間の資格停止処分とした。

当該選手らは、スポーツ仲裁裁判所(以下「CAS」という。)に上訴し、CAS において 2 年間の資格停止処分とされた。

当該選手らは、2001 年 5 月、欧州委員会に対し、ドーピング防止規則及びそれに

基づく実務について、EC条約（現・欧州機能条約）に定めるサービス提供の自由や競争法に違反する旨申立てを行った。

欧州委員会は、2002年8月、当該選手らの申立てについて条約違反はないと判断した。

これに対し、同年10月、当該選手らは、欧州委員会の決定を不服として、欧州一般裁判所に提訴した。同裁判所は、次の理由から、当該選手らの申立てを棄却した。

- ・ EC条約39条（移動の自由）及び同49条（サービス提供の自由）は、スポーツ活動がもたらす経済的側面に関係するスポーツ規則に適用されるが、純粋なスポーツ規則（純粋なスポーツ上の関心事）には影響を及ぼさない。
- ・ 純粋なスポーツ規則は経済活動とは無関係であり、その結果、49条の射程に入らないという事実は、それら（純粋なスポーツ規則）が競争の経済関係とは無関係であり、その結果、EC条約81条及び82条（競争法）の射程にも入らない、ということの意味する。
- ・ ドーピングの禁止は、純粋なスポーツ上の配慮に基づくものであり、経済上の配慮とは全く関係がなく、ドーピング規則はEC条約49条、81条、82条の範囲に入らない。

イ 欧州裁判所の判断

当該選手らの申立ては棄却したが、競争法の適用に関する欧州一般裁判所の判断を誤りとして、競争法の適用を検討し、本件はEC条約81条の問題として同条の適用の可否を検討した。

- ・ スポーツ活動への参加が、労働者の移動の自由やサービス提供の自由に関する条約の規定に照らして評価されなければならない場合には、その活動を規定する規則がEC条約39条及び49条の要件を満たしているかどうかを判断する必要がある。
- ・ 同様に、スポーツ活動への関与が競争に関する条約の規定に照らして評価されなければならない場合には、EC条約第81条及び第82条の特定の要件を考慮して、その活動を支配する規則が事業から生じたものであるかどうか、競争を制限しているか、又は支配的地位を濫用しているかどうか、そして、その制限又は濫用が加盟国間の貿易に影響を与えているかどうかを判断する必要がある。
- ・ したがって、これらの規則が、純粋にスポーツ上の関心事に関する問題であり、そのようなものとして経済活動とは無関係であるため、移動の自由の制限を構成しないとしても、その事実は、問題となっているスポーツ活動が必ずしもEC条約81条及び82条の射程外であることも、規則がこれらの条文の特定の要件を満たしていないことも意味しない。
- ・ 第一審裁判所は、問題となっている規則が純粋にスポーツ的であるという理由だけで、EC条約81条及び82条の特定の要件を満たしているかどうかを判断する必要はなく、当該規則をこれらの条文の射程から直ちに除外することができるとしたが、これは法律の誤りである。
- ・ 問題となっているアンチ・ドーピング規則が、控訴人らの行動の自由を制限す

る事業者団体の決定とみなされるとしても、それが正当な目的によって正当化される以上、必ずしも EC 条約 81 条の意味における共同市場と両立しない競争の制限を構成するものではない。このような制限は、競技スポーツの組織と適切な実施に固有のものであり、その目的はまさに選手間の健全な競争を確保することである。

(7) WHITE PAPER ON SPORT (2007. 11. 7)

欧州委員会は、2007 年に、スポーツに関連する問題を包括的に扱う試みとして、ホワイトペーパーを公表した。欧州におけるスポーツの役割について戦略的な方向性を示し、特定の問題についての議論を促し、EU の政策決定におけるスポーツの認知度を高め、この分野のニーズと特殊性に対する国民の意識を向上させることを目的とするものであった。

ア スポーツの特殊性

このホワイトペーパーにおいて、欧州における「スポーツの特殊性」がより詳しく言及されている。これによれば、スポーツの特殊性は次の 2 つの観点があるという。

- ① スポーツ活動及びルールの特异性
 - ・男女別競技
 - ・競技参加者数の制限
 - ・結果の不確実性の確保の必要性
 - ・同一競技に参加するクラブ間の競技バランスの維持
- ② スポーツ団体の自治と多様性
 - ・草の根レベルからエリートレベルまでの競技のピラミッド構造
 - ・異なるレベル及び運営者間の連帯メカニズム
 - ・国単位でのスポーツの組織化
 - ・スポーツ毎の単一のスポーツ団体

こうしたスポーツの特殊性は、欧州裁判所の判例法や欧州委員会にて認識され考慮されており、EU 法がどのように適用されるかの指針となっている。ただし、スポーツの特殊性は、EU 法からの一般的な除外を正当化しよう解釈はできない。

組織的なスポーツルールの中には、その合理的な目的に基づいて、反競争的な効果があるとしても、その目的に内在し、かつ比例している場合には、EU 競争法の規定に違反しないものがある。例えば、競技のルール、選考基準、ホーム&アウェイルール、代表チームの構成に関するルール、アンチドーピングルール、移籍期間に関するルールなどである。

欧州裁判所は、スポーツの特殊性を考慮しなければならないことを認識しており、競技スポーツの組織化と適切な実施のためにも内在的な競争制限の効果は、その効果が合理的なスポーツの利益に比例している場合には、EU 競争規則に違反しないとしている。あるスポーツルールが EU 競争法違反となるかは、ケースバイケースの判断である (Meca-Medina 判決)。同判決は、純粋なスポーツルールという概念は、スポーツ分野における EU 競争法の適用とは無関係であるとしている。こうした理由か

ら、スポーツ分野に関する競争法の適用について一般的なガイドラインの策定はできない。

イ ソーシャルダイアログ

ソーシャルダイアログとは、国際労働機関（ILO）の定義によると、「政府、使用者、労働者の代表が、経済・社会政策に関わる共通の関心事項について実施するあらゆる形態の交渉、協議、あるいは単なる情報交換」とされ、1985年以降、欧州の労使関係で発展してきたものである。

欧州委員会は、条約により「利害関係者」との幅広い協議をすることは任務の一つであるとし、以下の関係者を対話に参加させる意向であるとする。

- ・ 欧州スポーツ団体
- ・ 欧州スポーツ統括団体（欧州オリンピック委員会、欧州パラリンピック委員会等）
- ・ 各国オリンピック委員会、パラリンピック委員会、国内スポーツ団体
- ・ ソーシャルパートナーを含む欧州レベルで代表されるスポーツ分野の当事者
- ・ その他欧州及び国際機関（UNESCO や WHO など国連機関など）

スポーツ・ガバナンスに対する課題が山積する中、欧州レベルでのソーシャルダイアログは、EC条約の規定に従ったスポーツ分野の雇用関係や労働条件に関する合意など使用者とスポーツ選手の共通の懸念に対処するために貢献する。欧州委員会は、サッカーだけでなく、スポーツ全般において社会的対話の強化のためのプロジェクトを支援してきた。これらのプロジェクトは、欧州レベルでの社会対話と欧州レベルの組織の統合のための基礎を作り上げた。こうしたソーシャルダイアログは、トレーニング、労働条件又は若者の保護に関連する問題を扱うことができ、一般的に合意された行動規範又は憲章の確立につながる可能性がある。

(8) ボスマン判決後のサッカー界の動向ーソーシャル・ダイアログによる秩序形成

ボスマン判決後、欧州委員会の主導により、FIFA、UEFA、世界サッカー選手会（以下「FIFPro」という。）の間で、サッカー界の移籍制度の在り方を巡って協議が続けられたが、2001年、紆余曲折を経てFIFA及び欧州委員会の両者が合意に達し、選手の地位と移籍に関する規則（Regulations on the Status and Transfer of Players、以下「RSTP」という。）が発効した。RSTPの主なポイントは以下のとおりである。

- ①選手契約の期間は1年以上5年以下とする。
- ②18歳未満の選手については、原則、国際移籍を禁止する。
- ③18歳以上23歳以下の選手の移籍に際しては、移籍先クラブが移籍元クラブに対し、育成費（training compensation）を支払う。23歳以下の選手の移籍については育成費を補償することで、クラブに対し、若年選手の強化育成に対するインセンティブを維持するという趣旨によるものである。
- ④プロ選手が契約期間中に他のクラブに移籍した場合、移籍元クラブは、その移籍に伴って受け取った補償金を、当該選手が12歳から23歳まで在籍していた

クラブに対し、その登録年数に応じ、分配する（連帯貢献金制度、Solidarity construction）。若年選手の強化育成を行ったクラブに対し、強化育成にかけた費用を補償するという趣旨によるものである。

- ⑤一定期間内に、契約に違反して移籍した選手に対しては、FIFA の懲戒委員会が制裁を課す。

このように、ボスマン判決後、利害関係者間の対話（ソーシャルダイアログ）を経てサッカー界における移籍にかかる秩序が形成された。ソーシャルダイアログは、上記のとおり、サッカー界の移籍秩序の形成など、スポーツ界においても重要な役割を担っており、利害関係者による対話の過程で、当該スポーツにかかわる社会的影響が考慮され、その意思決定には公共性あるいは福祉的観点が包摂される、とされている。

2018年3月に公表された欧州委員会の報告書では、スポーツの公共性（人材育成、教育、福祉、平等の実現、社会的結束や融合等、スポーツが持つ公的役割）に鑑み、ソーシャルダイアログが、スポーツ政策のガバナンス確立や、スポーツ政策における制度設計等の役割を担うべきと指摘されている。

（9）小括

スポーツは、国際的にも国内的にも単一のスポーツ団体が特定のスポーツを組織し、トップレベルから草の根レベルまでを統括するモデルで運用されている。かかるスポーツ団体の組織モデルは、その参加で行われる活動において当該スポーツ団体が独占する形になることから、必然的に競争法との関係で緊張が生じることになる。最も、その全ての活動が経済的な活動ではなく、社会的教育的な活動を含むものであり、必ずしも競争法が適用される場面とは限らない。しかしながら、そうした社会的教育的な活動はスポーツ団体が経済的活動から得る資金で行うことから、一概に競争法の適用場面ではないと言い切れない。

EUにおいては、スポーツの経済的な側面に競争法を適用するとしつつも、こうしたスポーツの特殊性を議論し、考慮したうえで、競争法の適用の可否を判断する手法を採用している。殊に、議論の場として、スポーツにおいてもソーシャルダイアログを構築し、実践している。こうしたEUのフレームワークは、我が国においても参考になると思われる。

2 国内プロリーグ内（プロチーム間）の移籍制限

弁護士業務改革委員会スポーツ・エンターテインメント法促進PT

委員 上野裕幸（秋田弁護士会）

幹事 堀田裕二（大阪弁護士会）

安藤尚徳（第一東京弁護士会）

石原遥平（第一東京弁護士会）

（1）MLBにおける移籍制限と反トラスト法

ア MLBの歴史

アメリカ各地で野球が普及していった 1860年代後半、当時アマチュアの野球ク

ラブの組合団体であった全米野球選手協会 (National Association of Base Ball Players) が、1869 年に報酬をもらってプレーするプロの野球選手のカテゴリーを創設したのがアメリカにおけるプロスポーツの始まりとされている。同年、アメリカで最初のプロ野球チーム「シンシナティ・レッドストッキングス」が結成され、1871 年に最初のプロ野球リーグである全米プロ野球選手協会 (National Association of Professional Base Ball Players) が創立された¹³。

その後、1876 年に現在もメジャーリーグ・ベースボール (Major League Baseball。以下「MLB」という。) の一翼を担って存続している“最初のメジャーリーグ”「ナショナル・リーグ」(National League。以下「NL」という。) が結成された。そして、球団オーナーたちが、選手の報酬の高騰を抑えることを主たる目的として 1879 年に打ち出した政策が「保留制度 (Reserve System)」¹⁴であった。

イ 保留制度

保留制度を導入した表向きの理由は、戦力均衡 (NL の結成以前から) である。アメリカのプロ野球では、シーズン中に球団から球団に渡り歩く選手、あるいは優秀な選手を引き抜く球団が続出したため、ファンの興味がそがれ、興行が危機に瀕していたことにあるとされている。

その後、フリーエージェント (以下「FA」という。) 制度の誕生 (1976 年) によって選手が転職の自由を手にするまでに約 100 年かかっている。

保留制度は、選手と球団との間で取り交わされる統一選手契約の条文の中で「契約の継続更新」条項¹⁵として、また、球団の集合体であるリーグの規約 (日本における「野球協約」) で球団間での選手獲得の制限 (保留選手を獲得してはならない旨)

¹³ 1960 年代までは、同協会 (リーグ) も MLB の範疇として扱われてきたが、現在は 1969 年の MLB 野球記録特別委員会の裁定に基づき、公式にはメジャーリーグの野球リーグとしては扱われていない。

¹⁴ 明確な定義はないが、一般的に「毎年シーズンが終わっても、球団は翌シーズンの戦力となる選手を引き続き拘束しておくことができ、その間、他チームには当該選手を獲得することを禁じる制度」として用いられているため、本稿でも同様の意味をもつ制度として論じる。

¹⁵ 参考までに現在の統一選手契約の条文を以下に示す。

「Renewal

10.(a) Unless the Player has exercised his right to become a free agent as set forth in the Basic Agreement, the Club may retain reservation rights over the Player by instructing the Office of the Commissioner to tender to the Player a contract for the term of the next year by including the Player on the Central Tender Letter that the Office of the Commissioner submits to the Players Association on or before December 2 (or, if December 2 is a Saturday or Sunday, then on or before the preceding business day) in the year of the last playing season covered by this contract. (See Article XX(A) of and Attachments 9 and 12 to the Basic Agreement.) If prior to the March 1 next succeeding said December 2, the Player and the Club have not agreed upon the terms of such contract, then on or before ten (10) days after said March 1, the Club shall have the right by written notice to the Player at his address following his signature hereto, or if none be given, then at his last address of record with the Club, to renew this contract for the period of one year on the same terms, except that the amount payable to the Player shall be such as the Club shall fix in said notice; provided, however, that said amount, if fixed by a Major League Club, shall be in an amount payable at a rate not less than as specified in Article VI, Section B, of the Basic Agreement. Subject to the Player's rights as set forth in the Basic Agreement, the Club may renew this contract from year to year.

10.(b) The Club's right to renew this contract, as provided in subparagraph (a) of this paragraph 10, and the promise of the Player not to play otherwise than with the Club have been taken into consideration in determining the amount payable under paragraph 2 hereof.]

を規定することにより、制度化された。

ウ 初期の裁判例

しかしながら、この保留制度自体はかなり一方的な制度であったこと等から、当然選手側からの反発も強く、保留条項を無視して移籍する選手が続発し、これに対して球団が移籍の差止めを求めて数多くの訴訟が提起された。主要なものとしては以下のものがある。

①1890年 Metropolitan Exhibition Co. v. Ward, 9 N.Y.S. 779 (N.Y. Sup. Ct. 1890)

②1890年 Metropolitan Exhibition Co. v. Ewing, 42 F 198 (Circuit Court, S.D.N.Y. 1890)

③1890年 Philadelphia Ball Club v. Hallman, 8 Pa. County Ct. 57 (1890)

これらの訴訟において裁判所は、いずれも不明確性などを理由に保留条項の拘束力を否定し、球団側の差止請求を棄却した。

エ MLB (AL/NL) 誕生の背景～Philadelphia Ball Club v. Lajoie, 51 A. 973 (Pa. 1902)～

1901年、現在のMLBの一翼を担う存在であるアメリカン・リーグ(American League、以下「AL」という。)がNLとは別の新興リーグとして誕生した。当然、このときにもNLからALへの選手の移籍あるいは引き抜きが起こった。

NLの球団・フィラデルフィア・フィリーズのスター・プレイヤーであったラジョイも、このときALに移籍した大物人気選手で、ALのフィラデルフィア・アスレティックスに移籍し、この年、ALの三冠王に輝いた。

フィリーズは、ラジョイの移籍を阻止すべく、州裁判所に差止命令を求めたが、裁判所は、「単なる契約違反であるから、損害賠償で治癒できる」というコモンローの原則に基づき、衡平法(equity)¹⁶に基づく救済である「差止」を認めることはできないと判断し、球団はラジョイの移籍を差し止めることに失敗した。

しかし、諦め切れないフィリーズは、「移籍の無効、フィリーズ以外の球団への移籍の禁止」を求めて訴訟を提起。フィリーズの主張は、下級審では認められなかったものの、1902年、州最高裁判所は「余人をもって代え難い技能・能力」を有している選手(ラジョイ)を失うことはフィリーズに「回復不能な損害をもたらす」と

¹⁶ 英米法は、各地の民族間紛争を解決するためにイギリスの国王裁判所によりなされた判決(判例)や各民族間の慣習を基にして、各民族間の共通の法、すなわちコモンロー(common law)として生まれた判例法(個々の裁判において下された判決が拘束力を持つ先例となり、その後類似した事件を裁くときにはその先例に従って判決が下される)をベースとする。このコモンローは、厳格で、柔軟性に欠け、個々のケースに十分に対応できなかったため、正義と衡平(equity)の見地から当然自分には救済が与えられて然るべきと考える者が国王に請願を提出するようになり、こうした不服の請願を受けた国王は、大法官(Load Chancery)に事件ごとに大法官自らの裁量で不服申立て者に救済を与えさせた。この大法官による裁判が「衡平法」による裁判の始まりで、こうして、衡平法がコモンローと並ぶ独立した法体系とみられるようになった。19世紀半ば頃まで、コモンロー上の救済と衡平法上の救済を受けるためには別々の手続が必要だったが、現在では、こうした煩雑さや不都合さをなくすため、コモンローと衡平法の統合が行われ、一つの手続として扱われている。

して、以下の点を理由に移籍の禁止を認めた。

- ・ラジョイの選手契約書（統一選手契約）第 18 項には、球団の契約解除権や保留権、トレード権などを選手が承諾する対価として、\$2,400 を球団が選手に支払うことになっているので、一応の衡平は保たれている。
- ・契約書第 5 項で、球団が衡平法上の救済を求めることを選手は承諾しており、なおかつ、上述のようにラジョイは「余人をもって代え難い」選手であるので、球団は衡平法上の救済を求めることができる。

この判決により、選手側は、保留制度に対する闘いにおける法的根拠の再考を余儀なくされることになる。

なお、お互いの傘下の選手の引き抜き合いを巡って闘いを繰り返した NL と AL は、選手報酬を引き上げる結果となるだけの消耗戦を避けることにし、1903 年に和解契約を締結し、お互いに保留制度を維持・尊重して、共存共栄を目指すことにした。これによって、NL と AL の実質的一体化、すなわち MLB のスタートが切られることになった。

オ 反トラスト法との関係

(ア) 始まりは選手側の裁判上の主張から（選手側は勝訴するも、シャーマン法違反は認定されず）～American League Baseball Club of Chicago v. Chase, 149 NYS 6 (N.Y. Sup. Ct. 1914)～

1914 年には、AL や NL とは別の、新興リーグ「フェデラル・リーグ」が誕生する。

AL 傘下のシカゴ・ホワイトソックスのチェイス選手がフェデラル・リーグに移籍しようとしたことに対して球団が申し立てた差止請求の是非を問う訴訟において、チェイス選手側がプロ野球史上初めて反トラスト法（シャーマン法）違反の主張を持ち出した。これが長きにわたって争われることになる MLB と反トラスト法の歴史の始まりである。

チェイス選手は、これまでの争いと同じように「選手契約書の瑕疵」を訴えるとともに、ナショナル・アグリーメントに基づき作成された AL（及び NL）の保留条項の入った統一選手契約による選手の移動の拘束は、球団という企業同士が共謀して（談合して）取り決めた労働市場の制限であり、シャーマン法に違反しており無効であるとの主張を加えたのであった。

裁判所（ニューヨーク州地方裁判所）は、選手契約が一方的で相互性に欠けることを理由に契約は無効であること、更に、リーグ・球団によるナショナル・アグリーメントの規定、ナショナル・アグリーメントに基づく理事会規程及び統一選手契約書などによる選手拘束の仕組みは、コモンロー上のモノポリー（独占）に当たり違法であり、差止請求という衡平法上の救済を求める者に必要とされる「クリーンハンズ(clean hands)」の資格がない、として球団の差止請求を退け、チェイス選手は勝訴した。

しかし、シャーマン法に違反するとの主張について裁判所は、

- ・「選手は（シャーマン法の対象とする）『取引』の対象である商品ではない」

こと

・NL や AL が行っているプロ野球の（興行）は『娯楽』（amusement）であり、『スポーツ』（sport）であり、『試合』（game）に過ぎず、これらは民法・刑法といった州法の管轄分野であり、連邦法が規制するシャーマン法が規制する『interstate commerce』（「州際取引」又は「州間取引」、すなわち州をまたがって行われる取引）の対象となる『商品』には該当しないこと等を理由に、シャーマン法違反に関する原告の主張を退けた。

これが、次に述べる連邦最高裁判所による「MLB には反トラスト法は適用されない」との判例の先駆けとなったのである。

（イ）歴史的な最高裁判所判決～Federal Baseball Club of Baltimore, Inc. v. National League of Professional Baseball Clubs et al., 259 U.S. 200 (1922)～

1914 年に開幕した先述の新興リーグであるフェデラル・リーグは、当初 NL や AL のナショナル・アグリーメントに加盟しようとしたが、NL と AL がこれを拒絶したので、フェデラル・リーグはシーズン中に NL や AL に在籍の選手の引き抜きを進めた。

これに対し NL や AL は保留制度を基に選手の流出阻止を図り、1915 年に入るとフェデラル・リーグの選手契約に関して露骨な妨害の圧力を加えられたこと等を受けて、1916 年に NL と AL 及びその所属球団を反トラスト法違反で訴え、最高裁まで戦ったのがフェデラル・ベースボールクラブ事件である。

第 1 審であるコロンビア州地裁は、原告（フェデラル・ベースボールクラブ）側の主張を認め、1919 年 4 月に NL・AL 等に 24 万ドルの損害賠償を命じる判決を下したが、控訴審では、プロ野球にシャーマン法第 1 条¹⁷が適用されるか否かが争点となり、1920 年、コロンビア州控訴裁判所は、大略、次の理由を挙げてプロ野球はシャーマン法の適用対象とはならないとの判断を下し、地裁の判断を覆した。

- ・取引（trade）も通商（commerce）も、「物の交換や売買」を意味するのであって、野球の試合を観覧させることはシャーマン法が規制する「取引」や「通商」には当たらない、
- ・野球の試合（game）は、球場で行われており、終始一貫一つの地域内で催されるものであって、「州をまたがる（among the several States）」取引でも、「外国（with foreign nations）」との取引でもなく、また、試合そ

¹⁷ “Every contract, combination in the form of trust or otherwise, or conspiracy, in restraint of trade or commerce among the several States, or with foreign nations, is declared to be illegal. Every person who shall make any contract or engage in any combination or conspiracy hereby declared to be illegal shall be deemed guilty of a felony, and, on conviction thereof, shall be punished by fine not exceeding \$10,000,000 if a corporation, or, if any other person, \$350,000, or by imprisonment not exceeding three years, or by both said punishments, in the discretion of the court.”

（太字部分の日本語訳：「州際もしくは外国との取引又は通商を制限する全ての契約、トラスト（信託）その他の形態による結合又は共謀は、これを違法とする」）

のものは「物の交換」が行われていない。

フェデラル・ベースボールクラブ側は、連邦最高裁判所に上告したが、1922年、連邦最高裁判所は「大リーグは野球というスポーツを観客に見せるものであって、純然たる州の催し物である（観客が州を越えて入場料を支払い観戦するとしても、州内取引という性質を失わせるものではない）」と判示し、州際取引のみを規制対象とするシャーマン法の適用はないとの判決を下した。以後、連邦最高裁は MLB を反トラスト法の対象外に置いたとの判断が定着することになったのである¹⁸。

この判断は「Baseball Exemption」（野球に対する反トラスト法適用免除特例）¹⁹と呼ばれ、現在に至るまで、MLB に他のスポーツビジネスとは別格の法的取扱いを享受させている。これは、NFL・NBA・NHL という他の四大スポーツと言われるリーグにはこの「Baseball Exemption」の適用はなく、移籍制限制度には反トラスト法が適用される（労使交渉による CBA の締結によることも可能）という点と対照的である。労働法と反トラスト法の調整については、Statutory Exemption²⁰ と Non-statutory Labor Exemption²¹ の二つの法理があるとされている。

¹⁸ なお、フェデラル・ベースボールクラブ判決の約 30 年後、再び最高裁まで同じ論点で争われた事件がある。この訴訟も、フェデラル・ベースボールクラブ事件で下された「MLB のビジネスは州際取引ではない」との最高裁判例が踏襲され、反トラスト法違反とは認められなかった。しかし、連邦最高裁の 9 人の判事のうち 2 人が大略次のように反対意見を出している。

- ・フェデラル・ベースボールクラブ判決から 30 年以上経過した現在において、MLB の野球興行が州際取引ではないという判断には同意できない。
- ・カナダ、メキシコ、キューバにまで広がっている MLB の野球興行が憲法やシャーマン法に定める「州際取引」ではないと主張することは事実と反する。
- ・議会において MLB をシャーマン法の適用除外とするという法律は定められたことはないし、司法の場において（MLB のように）高度に組織化されかつ州にまたがって市場独占的なスポーツ組織を黙示的にもシャーマン法の適用除外と認めた例はない。

¹⁹ 日本における議論としては、かなり古いものではあるが、公表されている数少ない資料として、国会（参議院法務委員会）におけるプロ野球選手の契約の性質と独占禁止法の適用可能性について公正取引委員会の戸田嘉徳事務局長（当時）の以下の答弁

（<https://kokkai.ndl.go.jp/#!/detail?minId=108415206X00319780302&spkNum=34&single>）がある。

==

独占禁止法の第二条第六項で、「取引の相手方を制限する」というふうに規定してございますが、ここに言いますところの「取引」という中には、いわゆる請負契約、これは御承知のように当事者の一方がある事業を完成することを約束しまして、それに対して他の一方がその仕事の結果に対しまして報酬を払う、こういう契約でございますが、かような請負契約は一般的に含まれるものと解されております。しかしながら、雇用契約、これは御承知のように当事者の一方が使用者に対してその使用者の労務に服するというを約しまして、使用者の方がこれに対して給料等の報酬を支払う、こういうことを約する契約でございます。その契約の内容は、まあいわば一定の賃金を得まして一定の雇用条件のもとで労務を供給すると、こういう契約でございます。さらに申しますと、この契約は、非独立的な従属的な状態の時間的に束縛をされた労務を提供すると、かような契約でございます。かような雇用契約は、いわゆる独禁法に申しますところの「取引」には含まれない、かように解されてきております。いまお話のございましたところのプロ野球選手契約でございますが、この性格につきましては必ずしも一定した解釈が確立していないようでございますが、私どもといたしましては、これはきわめて雇用契約に類似した契約である、したがってこれは独禁法上問題としたいものと、かように考えて従来運用をいたしてきております。

²⁰ 法定労働者免除：「組合が自己の利益のために行動し、非労働者グループと結合しない限り」、クレイトン法第 6 条等の制定法の条文により反トラスト法は適用が免除されるもの。

²¹ 法定外労働者免除：使用者と組合の間の実際の協定を反トラスト法責任から除外するもの。

裁判所は、その正確な輪郭を未だ明らかにしていないため、その全容と範囲はまだ明確ではないが、Brown v. Pro Football, Inc., 518 U.S. 231, 237 (1996) において、連邦最高裁は法定外労働の適用除外を団体交渉だけでなく雇用者（この場合は National Football League チーム）による団体交渉に付随する共同行為にも拡大した。

カ 労働協約の締結と改定

(ア) 労働協約 (CBA : Collective Bargaining Agreement²²) の締結

その後、長らく「Baseball Exemption」が原因で選手側は球団に対して法的手段に出ることがなかなかできずにいた。そこで、1966年、MLB選手会(Major League Baseball Players Association、以下「MLBPA」という。)会長に就任した労働運動の専門家マービン・ミラーは、後述のとおり訴訟でのチャレンジを続けることと同時並行的に、MLBとしては初めてのCBAを締結すべくオーナー側と交渉を開始した。MLBPAを「労働組合」と認めたくないオーナー側は、徹底的に交渉を引き延ばし作戦を採ったが、1968年のシーズン開幕前に、以下の概要で向こう2年間(68年、69年)のCBAが締結されることとなった。

①最低保障年俵を\$10,000にアップ(それまでの6,000ドルから大幅アップ)、減俸幅の上限を20%へダウン(それまでの25%から5%ダウン)

②(コミッショナーに最終裁定権を与えるというものではあったが、)苦情処理・仲裁制度(Grievance Procedure)の創設

その他、春季キャンプ手当が増額されるなど、待遇の改善が図られたが、懸案である「保留制度の改廃」と「年間試合数の削減」については、労使で研究機関を設けて、2年後のCBAの課題とすることになった。

(イ) NLRBがMLBはNLRAの対象であることを認定

この頃、MLBのアメリカン・リーグ(AL)の審判(アンパイア)たちは、雇用契約の交渉のため排他的交渉代表となる労働組合を結成することを目指して、アメリカ労働関係委員会(以下「NLRB」という。)にその援助を求めている。

これに対してAL側は、フェデラル・ベースボールクラブの判例を持ち出し、MLBには連邦法が適用されないことになっているので、当然、連邦法であるNLRAも適用されないはずだ、としてNLRBに異議を申し立てた。また、AL側は、「MLBには内部的な自己規制仕組み(コミッショナー事務局)があるのだから、NLRBが介入する必要はない」とも主張した。

しかし、NLRBの審議の結果、MLBに対して全国労働関係法(以下「NLRA」という。)が適用されるとの判断²³を下されたのであった。

²² <https://tbt.fangraphs.com/a-history-of-the-mlbpa-collective-bargaining-agreement-part-1/>
<https://legacy.baseballprospectus.com/compensation/cots/league-info/cba-history/>

²³ December 15, 1969 “The American League of Professional Baseball Clubs and Association of National Baseball League Umpires” 180 N.L.R.B. 190 (1969) Case I-RC-10414

主な理由は以下のとおりである。

- ①もはやMLBを州際取引に該当しないとするはできない。
- ②これまで統一審判契約、MLB協定、MLB規約により、労使紛争の解決はコミッショナーの仲裁に委ねられてきたが、このような制度が、今後の労使紛争の発生を抑制し、また発生した場合に適切な解決に導くとはいえない。
- ③使用者又は使用者間によって一方的に設置された紛争解決処理制度に対してNLRBがその管轄権を否定されることは、NLRAの文言及び精神に反している。
- ④NLRAの立法過程において、連邦議会がプロスポーツ産業で生じる労使紛争への同法の適用を除外することを意図していたと解することはできない。

この判断により、MLBPA は NLRA の適用対象である「労働組合」であること、したがって NLRB の管轄下に置かれることが明確化されたことになった。

(ウ) 第 2 回目の CBA (初めての改定) 締結

1970 年の 5 月に第 2 回目の CBA が締結され、このときに先述の苦情処理・仲裁制度 (Grievance Procedure) の最終裁定者として「第三者仲裁人」が導入された。その際、選手の取扱いが問題となり、MLBPA が選手の肖像権の商業目的での使用の権利を保有することは認められたが、テレビ肖像権の所在について折り合いがつかず、最終的には裁判で争うこととされた。

(エ) プロスポーツ界初めての選手のストライキと 3 回目の CBA 締結

1972 年、MLB の拠出する健康保険費用に 50 万ドルプラスすることと年金基金への拠出額を物価上昇スライド分上乘せするという MLBPA 側の要求をオーナー側が拒絶したことから CBA の交渉は紛糾した。

ミラーの指導の下、権利に目覚め始めた選手たちはストライキでもってこれに対抗する意思を固め、経営側の歩み寄りのないまま、ストライキは実行され、4 月 1 日から 4 月 13 日まで 13 日間続行された。MLB としては勿論のこと、アメリカのプロスポーツとして初めての選手によるストライキであった。

4 月 13 日に経営側が選手側の要求を全面的に受け入れたことにより終結したが、この間に 83 試合が流れ、経営側には少なくとも 520 万ドルの損失が生じたといわれている。選手側にも 9 日分の報酬、約 60 万ドルの損失となったが、獲得した保険費用及び年金基金の増額は、これを補って余りあるものであったと言われている (なお、第 3 回目の CBA は、新たに「サラリー仲裁制度」を盛り込んで、1973 年 3 月末に締結された。)

キ FA 制度への歩み～Flood v. Kuhn, 407 U. S. 258 (1972)～

(ア) カート・フロッド事件

カート・フロッド選手は、メジャーリーガーとしてのキャリアをほぼセントルイス・カージナルスだけに捧げた黒人外野手で、15 年のメジャー生活で 3 割以上の成績を 6 度残し、3 度のリーグ優勝と 2 度のワールドシリーズ優勝に貢献したスター選手である。

NLRB が MLB は NLRA の対象であることを認定した同年 (1969 年)、シーズン終了直後に、(3 万ドルの報酬増額を申し入れた報復として) 同選手にフィラデルフィア・フィリーズへのトレードが通告された。当時はまだフィラデルフィアは人種差別の激しい町で、しかもそのトレードはフロッドに事前相談なく決められていたこと等に激怒したフロッドは、保留制度の維持の片棒を担いだボウイ・キューンを球団らとともに被告とし、「保留制度はシャーマン法に違反する」としてその撤廃を求めて提訴した。

この訴訟も連邦最高裁まで争われたが、1972 年、連邦最高裁は 5 : 3 の評決でフロッドの主張を退け、フェデラル・ベースボールクラブ事件の判例が維持され

た。

この判決の中で最高裁判所のブラックマン判事は、MLBの反トラスト法適用除外は「例外的であり変則的である」とし²⁴、更に「プロ野球は事業であり、州際取引に関与している」ことを認め、フェデラル・ベースボールクラブ事件での判決の根拠を否定しながらも、「stare decisis：先例拘束性の原理」（それまでになされた自らや上位の裁判所の判決に拘束されるという原則）を勘案した結果、「あまりにも多くの長期的な関わり合いが1922年の判決に基づいて存在しており、適用除外を取りやめるのは困難だ」とした。そして、「MLBが反トラスト法の範疇外に置かれていることは常軌を逸している（aberration, anomaly）かも知れない」が、それは立法府（議会）によって解決されるべきであり、裁判所はこれに関知しない、と意見²⁵を述べている。

以上のように、連邦最高裁の判例による反トラスト法の適用除外という大きなハンデを負ったMLBの選手たちは、後述のとおり、訴訟によってではなく、労働法に基づき経営に対する労働者としての闘争（労使交渉）²⁶を行うことによって、

²⁴ 1957年には、NFL等、MLBを除く全てのプロスポーツ・ビジネスは反トラスト法の対象となるという、「ラドヴィッチ判決」（Radovich v. National Football League (NFL), 352 U.S. 445 (1957)）が連邦最高裁判所で下されている。

²⁵ この意見は、四半世紀が過ぎた1998年に、その名も「カート・フロッド法」としてやようやく現実化され、同法において「MLBの選手の雇用に直接関係する問題についての関係者の行為、策略、合意で、他のプロスポーツにおいてなされたなら反トラスト法違反となるものについては、反トラスト法の適用除外とはならない」という規定が定められた。

しかし、同法は「雇用関係に関する事項のみ」と対象が限定されており、その他の事項については引き続きMLBの特別扱い（反トラスト法の適用除外）が生きているとの解釈が続いている。

²⁶ MLBPAがFA制度を勝ち取った背景には、マービン・ミラーの指導力に加え、アメリカの労使関係を形作っている2つの特徴と、1935年に制定された全国労働関係法の存在がある。

(1) 排他的交渉代表制度（Exclusive Representation）

アメリカでは、労働組合が使用者と団体交渉をするためには、職場、企業など一定の交渉単位（Bargaining Unit）内の労働者の過半数の支持が必要であり、この代表権を得た組合が単位内の交渉権限を獲得する制度となっている。

使用者はこの排他的交渉代表権を有する組合とのみ交渉すればよいということになる（労働者個人や他の組合との交渉を拒絶できる）。

排他的交渉代表権を有する組合と使用者との間で締結された労働協約がその単位内の全ての労働者に適用される。

MLBの場合、「Collective Bargaining Agreement」（包括的労働協約）が全球団とMLBPAとの間に交わされ、選手契約や待遇などに関する労働協約として機能している（他のプロリーグ、NFL/NBA/NHL、も同様）。

(2) 仲裁尊重法理（Trilogy principles）

「集团的労働紛争はできるだけ仲裁によって解決を図るべきであって、苦情内容の実体判断は裁判所ではなく、仲裁に付託し仲裁人に委ねるべきである、仲裁に服する事項かどうかの判断に関して、疑わしきは仲裁可能とする、仲裁人が仲裁裁定を下した場合、当該裁定が協約からその本質を引き出している限り、これを尊重し、裁判所は自らの解釈と異なるからといって仲裁人の裁定を覆すべきではない」という、裁判所のルール。

労働協約を単なる契約を超えた「労働自治システム」とみなし、労使間による自主的・実体的解決が労使紛争にとって最も望ましいという連邦最高裁の判例（「スチールワーカー三部作」：STEEL WORKERS TRILOGY：(1) United Steelworkers v. American Mfg. Co., 363 U.S. 564 (1960)／(2) United Steelworkers v. Warrior & Gulf Navigation Co., 363 U.S. 574 (1960)／(3) United Steelworkers v. Enterprise Wheel & Car Corp., 363 U.S. 593 (1960)）から引き出された考え方で、より詳しくは下記のとおり。

①仮に申立人が主張する苦情の理由が労働協約に照らし合わせて理由がないと思われる場合でも、裁判所

保留制度という大きな壁にフリーエージェント制度という風穴を開けたのであった。

(イ) メッサーズミス事件／マクナリー事件

カート・フロッド事件から3年後、フロッド選手の意思を引き継ぐ2人の選手が現れる。その1人、ロサンゼルス・ドジャーズのアンディー・メッサーズミス投手は、1974年シーズンにリーグ最多の20勝、最高勝率.769という成績を収め、ナショナルリーグ(NL)最高のピッチャーとして活躍した選手である。

しかし、オフの契約交渉でメッサーズミスが提案した「トレードに関して事前に選手から了承を得る」という部分で球団が合意せず、交渉は決裂した。

もう1人は、モン트리オール・エクスポズのデイブ・マクナリー投手で、オリオールズに13年間在籍して4年連続20勝を達成した大投手だったが、74年のオフにエクスポズにトレード。しかし、エクスポズから提示された条件が悪かった

はとにかく仲裁付託を命じ、仲裁人の判断を仰がねばならない。

- ②申立人が主張する苦情の理由が仲裁対象事項であるかは裁判所が判断するとしても、裁判所は労働協約において明確に規定されている場合を除き、仲裁可能性を推定する。
- ③裁判所は仲裁人の労働協約解釈が誤っているように見える場合であっても、当該解釈が労働協約の「解釈」の枠内にあると認められる限り、裁定の履行を命じなければならず、独自の協約解釈を示して、裁定の効力を否定することはできない。

(3) 全国労働関係法 (National Labor Relations Act : NLRA)

日本でいうと、労働組合法に相当する法律で(日本の労働組合法がNLRAをモデルとしている)、労働者の団結権と代表者による団体交渉権を保障し、不当解雇、御用組合、差別待遇を禁じ、また雇用主による不当労働行為の禁止を規定した連邦労働法の一つで、ニューディール政策で有名なフランクリン・ルーズベルト大統領の下で、1935年に制定された。

労働基本権(日本国憲法第28条のいわゆる労働三権: 団結権、団体交渉権、団体行動権)のようなものはアメリカ憲法には定められていないため、法律として個別に認めたものである。

NLRAは、従業員に雇用者と交渉できる力を与える目的で作られ、従業員に労働組合を結成する権利を与え、雇用条件を改善する目的のストライキなどの諸活動を労使双方に認めている。労働者の団結権の保護の中心となるのは、同法の第7条と第8条である。

==

第7条(労働者の権利)

「(労働者は) 団結する権利、労働団体を結成・加入・支援する権利、自ら選んだ代表を通じて団体交渉を行う権利、及び、団体交渉又はその他の相互扶助ないし相互保護のために、その他の団体行動を行う権利」を有する。

第8条(不当労働行為の禁止)

「第7条に定められた労働者の権利行使に対する干渉、妨害、又は威圧」及び「採用や雇用条件に関する差別によって、労働団体の組合員たることを抑圧又は推奨すること」

==

NLRAは、企業や労働組合からの不当な処遇や行為、つまり不当労働行為から労働者(従業員: 条文上は「employees」と書かれている。)を守っており、下記のような労働者の権利が記述されている。

- ①労働者が組合を組織化する権利(組合組織権)
- ②企業側に対して団体で労働交渉を行う権利(団体交渉権)
- ③労働者は組合を通してもしくは組合とは別に賃金やその他労働条件を個別に企業と交渉する権利
- ④組合に加入しない権利
- ⑤職場から組合をなくす権利、など

なお、NLRAは連邦法であるため、シャーマン法などの反トラスト法と同様、州際取引に従事している企業・労働者にしか適用されないことになる。

ため、契約書にサインはせず、75年シーズン開幕後に実質的に引退していた。

75年シーズン最終日、MLBPAは両選手の「自由契約選手 (Free Agent)」としての立場を認めることを求める調停²⁷をMLBに申請した。メッサーズミスとマクナリーの主張は、「2人は契約書にサインすることなくシーズンを全うしたのであるから、統一選手契約の更新条項の効力はなく、今はどの球団にも所属しない」というものであった。

主任調停員を務めるピーター・サイツは当初、オーナーと選手に調停を用いずらに労使交渉で解決するように促したものの、両者の溝は埋まらず、その4週間後の1975年12月23日「2人の契約は失効しているため、どの球団と契約するのも自由 (フリーエージェント) である」という仲裁判断を下した。

オーナーたちは即座にサイツを調停員から解雇するとともに、裁定の無効を訴えて連邦地方裁判所²⁸と巡回控訴裁判所²⁹に提訴したが、いずれの裁判所も訴えを却下。野球界にフリーエージェント制度 (Free Agent : FA) が誕生した。1976年3月9日のことであった。

(ウ) その後のメジャーリーガーの動きとFA制度の創設

サイツの裁定により、誰でも選手契約にサインせずに1年間プレーすればFAになることができることになり、MLBPAの指導により76年には約350名の選手がサインをしないまま春季キャンプに臨むこととなった。

オーナー側は、選手が突如として反旗を翻したことに大きな憤りを覚え、MLBPAとの労働協約の交渉は暗礁に乗り上げ、76年の春季キャンプを3月1日から3月17日の間ロックアウトするなどして選手側に圧力を加えた。

ロックアウトは春季キャンプの17日間だけに終わり、労働協約を巡る話し合いは開幕後も続けられた。球団側はFAまでの期間は「10年」に拘ったが、これに納得しない選手側は5月を過ぎても350名の選手が選手契約へのサインを拒否し続けた。そのまま行けば、シーズンが終われば大量のFA選手が出現することになる一方で、無条件に大量のFA選手が市場に溢れば、需給バランスから選手給与が逆に下がるのではないかとの危惧をMLBPAは持っていたため、FAまでの期間を「6年」とすることにより労使間で妥協し、1976年7月12日、オールスター休みの前夜に合意が成立。合意書には、FA制度のみならず新しい年金制度など新労働協約 (CBA) に盛り込まれるべき全ての変更事項が列記された。なお、FA制度が盛り込まれた新CBA (Basic Agreement 1976-1979) は1976年7月12日付で締結されている。

²⁷ 調停制度 (Grievance Procedure) は、1968年に労使交渉を通じて初めて設置された制度で、処遇に不満がある選手が苦情申し立てを行えるというもの。設置当初はコミッショナーに最終判断が委ねられていたが、1970年の労働協約 (Collective Bargaining Agreement : CBA) の改定により労使双方に属さない中立的な人間による「第三者調停」が確立されていた。

²⁸ KANSAS CITY ROYALS BASEBALL CORP. v. MAJOR LEAGUE BASEBALL PLAYERS ASS'N 409 F.Supp. 233 (1976) (Final Judgment and Decree February 11, 1976)

²⁹ KANSAS CITY ROYALS BASEBALL CORP. v. MAJOR LEAGUE BASEBALL PLAYERS ASS'N 532 F.2d 615 (1976) (Decided March 9, 1976)

ク FA 制度の特徴

(ア) 日本球界の場合、FA の権利を取得しても、行使せずにチームに残留する事例が多く見られるが、MLB では行使の是非を選手が選択することはできず、自動的に FA となるという点が大きな違いである。FA 権を取得した選手は全員一斉にどの球団とも交渉することが可能になるため、行使するか否かで所属球団と綱引きを行うことはしない。

(イ) 具体的に FA となる条件は以下のとおりである。

- ① サービスタイム（アクティブロースター：メジャーリーグでプレーすることが可能となる選手枠）が 6 年（1032 日間）に達すること
- ② サービスタイムが 3 年（2 年以上 3 年未満で、シーズン中にアクティブ・ロースターに登録されていた日数が 86 日以上である選手のうち、サービスタイムの長さが上位 22%）に達し、年俸調停権を獲得した後、選手が年俸の上昇に見合っていないとチームにより判断された場合（いわゆる「ノンテンダーFA」）。
- ③ 個別の契約による特例として、サービスタイムの縛りに関係なく、契約期間が満了した場合。

(ウ) FA になった選手は、ワールドシリーズ終了の 5 日後から全球団と契約することが可能になるが、この「ワールドシリーズ終了」から「5 日間」に限り、所属していたチームに独占交渉が認められている。

- ① ここで所属チームは、選手に対して「クオリファイング・オファー」（球団は手放したくない選手に対して規定額（＝MLB の年俸上位 125 名の平均：ここ数年は日本円で約 17～20 億円です）の 1 年契約のオファー）を出すという制度（以下「Q0」という。）がある。
- ② しかし、このオファーはかなり形骸化している。すなわち、2012 年の制度導入以降、数年間は受諾選手は皆無で、2019 年までの約 100 件で 10 件に満たないという状況である。無理して Q0 を受けずとも元球団と再契約を結ぶことは可能であり、そこまで球団から熱心に求められている選手であれば、後の交渉でもっと良い条件を引き出せる可能性が高いため、敢えて Q0 を受けるインセンティブがないのである（とはいえ、受諾した選手も最近ではゼロではないので、トップティアではない選手や、ケガ明けで強気の交渉ができない選手にとっては採り得る選択肢として認知されてきて利用され始めたというのが現状である。）。
- ③ では、なぜ球団側は Q0 を出すかという点、Q0 を拒否して FA となった選手が他の球団と契約を結んだ場合、移籍先球団は最も順位が高いドラフト指名権（1 巡目指名終了後に指名可能な権利）を失い、元の球団に譲渡しなければならない（元の球団はドラフトで 1 巡目の指名後、2 巡目の前に選手を指名できる権利を獲得できる）というルールが存在するからである。

(2) 日本プロフェッショナル野球組織 (NPB) の保留制度 (FA 制度)

ア 保留権とは

日本のプロ野球 (日本プロフェッショナル野球組織 (NPB)) において、選手は自由に所属球団を選ぶことができず、また所属した球団から自由に移籍することはできない。

これは、選手の所属に関してはドラフト制度がとられており、所属した球団に選手に対する保留権が認められていることによる。

保留権とは、上述のとおり、シーズン終了後の次年度の選手契約締結の権利を、当該選手が所属する球団が保留することをいい、日本プロフェッショナル野球協約 49 条 (2019 年度版。以下「野球協約」という。) に定められている。

球団は、毎年 11 月 30 日 (当該年度の選手契約の有効期間終了時) までに、コミッショナーへその年度の支配下選手のうち次年度選手契約締結の権利を保留する選手 (以下「契約保留選手」という。)、任意引退選手、制限選手、資格停止選手、失格選手を全保留選手とし、全保留選手名簿を提出するものとなっている (野球協約第 66 条)。そして、契約保留選手の数は原則 70 名を超えてはならないとされている。

この保留権制度が設けられた趣旨は、上述の球団間の戦力均衡に加え、選手に対する投下資本の回収にある。日本のプロ野球の保留権制度自体が裁判所で争われた事例はまだないが、ドラフト制度などと合わせ、保留制度が設けられた目的には一定の合理性があると考えられている。

イ FA 制度

FA (free agent: フリーエージェント) 制度とは、一定の条件を満たした選手が、所属球団との選手契約を解消し、現所属球団も含めた全ての球団と自由に選手契約を締結することができる制度のことである。現在の制度では、選手が自由に他の球団などと契約できる保留制度の唯一の例外となっている。

この FA 制度には、NPB 所属の他の球団と契約交渉を行うことができる国内 FA 権と NPB 所属球団以外の球団と契約交渉を行うことができるいわゆる海外 FA 権があり、それぞれ取得の要件が異なる。これらの要件は、NPB が定めるフリーエージェント規約に記載がある。

①国内 FA

<国内 FA 権取得期間>

2008 年オフから、NPB 所属球団であれば契約交渉を行うことができる国内 FA 権が設置された。

1 度目の国内 FA 権を取得するためには、145 日以上の 1 軍登録が 8 シーズン (2007 年以降のドラフトにおいて大学社会人出身者であった場合は 7 シーズン) に到達することが条件とされている。

2 度目以降の国内 FA 権を取得するためには、前回の国内 FA 権行使後、145 日以

上の1軍登録が4シーズンに到達することが条件とされている。

【以下の各表は日本プロ野球選手会ホームページより引用】

国内FA権取得期間		
—	①06年オフドラフト以前入団（07シーズン新人まで）の全選手 ②07年オフドラフト以降入団（08シーズン新人以降）の高校出身選手	07年オフドラフト以降入団（08シーズン新人以降）の大学・社会人出身選手
初回FA	8シーズン	7シーズン
反復FA	4シーズン	

<FA補償制度>

また、FA権を行使してNPBに所属する他球団に移籍するためには、移籍先球団から移籍元球団に対して、金銭あるいは金銭と選手という補償が必要になるという補償制度がある。この金銭による補償（補償金）の具体的内容は、以下の表のとおりである。

FA補償金				
—	—	年俸Aランク選手 （1位から3位）	年俸Bランク選手 （4位から10位）	年俸Cランク選手 （11位以下）
初回FA	人的補償なし	年俸の80%	年俸の60%	なし
初回FA	人的補償あり	年俸の50%	年俸の40%	
反復FA	人的補償なし	年俸の40%	年俸の30%	
反復FA	人的補償あり	年俸の25%	年俸の20%	

この年俸ランクは、移籍元球団における日本人選手のための順番で決定し、同年俸の場合、出場登録日数が上の選手を、さらに同じ場合、年齢が上の選手の順位を下にすることになる。

<FA選手獲得人数>

NPB所属球団は、FA権を行使した選手を2名までしか契約できないが、年俸Cラ

ンク選手であれば、何名でも契約することができる。

②海外 FA

続いて、NPB 所属球団以外の球団、つまりメジャーリーグ球団などとも契約交渉を行うことができる海外 FA 権は、国内 FA 権とは区別されている。

そして、1 度目の海外 FA 権を取得するためには、145 日以上 of 1 軍登録が 9 シーズンに到達することが条件とされている。2 度目以降の海外 FA 権を取得するためには、前回の海外 FA 権行使後、145 日以上 of 1 軍登録が 4 シーズンに到達することが条件とされている。

なお、海外 FA 権を行使した場合、NPB 所属球団以外の球団に移籍するための移籍先球団から移籍元球団に対する補償制度や、獲得人数の制限はない。

このような条件を満たした選手は、シーズン終了後に FA 宣言をすることにより、FA 権を行使する。

FA 権を行使した選手は、まずは現所属球団と選手契約締結の交渉を行うが、この交渉で選手契約が締結されなかった場合には、コミッショナーが FA 宣言選手を公示した翌日から、他の球団と交渉することができるようになる。

ただし、前述したとおり、日本国内のプロ野球球団に移籍した場合、選手を獲得した球団は、選手を失った球団に対して、金銭又は金銭と選手を補償しなければならないという補償制度がある。この補償制度により、選手の移籍は事実上制約を受けることにはなる。この補償制度は海外 FA の場合には適用されないので、FA 選手の移籍が事実上制約を受けるのは国内 FA の場合に限るということになる。

ウ トレード制度

トレード制度とは、球団がその保有する選手との間に現存する選手契約を契約期間中又は保留期間中に他の球団に譲渡することをいう。このトレード制度には、球団間で選手契約を譲渡し合う交換トレード、選手契約の譲渡に対し移籍先球団が金銭を支払う金銭トレード、選手契約の譲渡に対し移籍先球団が何らの代償もしない無償トレード、交換トレードと金銭トレードの併用、3 球団間で行われる三角トレードもある。

トレード制度が導入されたのは、戦力的に余りが生じているポジションの選手を、それを必要としている球団にトレードすることにより、球団間の戦力の均衡が取れ、選手にとっても新天地での活躍のチャンスを手に入れることができ、ひいてはファンに新しい話題を提供しプロ野球を興行的に成功させるという考え方があったとされる。

トレード制度においては、球団は選手の個別の具体的な承諾がなくてもトレードができる。このようなことが認められる根拠は、統一契約書 21 条（2018 年版）において「選手は球団が選手契約による球団の権利義務譲渡のため、日本プロフェッショナル野球協約に従い本契約を参稼期間中及び契約保留期間中、日本プロフェッショナル野球協約に属するいずれかの球団へ譲渡できることを承諾する」として、トレードを承諾していることによる。

エ 海外への移籍

前述したように、現在の日本の NPB には保留制度という選手の移籍を制限する制度があるので、日本のプロ野球球団に所属する選手は、国内外を問わず、所属球団の同意を得ずに、他球団に移籍するために契約交渉、練習参加等を行うことができないのが原則である。また、日本のプロ野球選手が、メジャーリーグ球団に所属したいと考えても、単純にメジャーリーグ球団と直接交渉をすれば良いというわけではなく、相手国選手の保有権を侵害しないことを目的として 1962 年に締結された日米紳士協定をはじめとする一定の制約がある。以上のようなことから、日本のプロ野球選手が、メジャーリーグ球団に移籍するには、前述した FA 制度（海外 FA 制度）による他、①自由契約となって移籍するか、②ポスティングシステム制度による移籍のいずれかの方法をとる必要がある。

①自由契約

自由契約は日本プロフェッショナル野球協約 58 条に規定されており、「選手契約が無条件で解除され、又はこの協約の規定により解除されたとみなされた選手あるいは保留期間中球団の保有権が喪失し又はこれを放棄された選手は、その選手、球団のいずれかの申請に基づいて、又は職権により、コミッショナーが自由契約選手として公示した後、いずれの球団とも自由に選手契約を締結することができる。」となっている。

この自由契約は、球団が選手との契約を解消する方法としては一番多い形態である。自由契約となった選手は引退することも含めて自由に活動ができるので、その結果メジャーリーグ球団に移籍することもできることになる（最終所属球団の同意も不要）。一般的に NPB 球団を自由契約となった選手が MLB に移籍することはあまり考えられないが、海外 FA 権取得前の選手の意向を球団が考慮し（又は前年の選手契約更新の際などにそのような約束をして）、選手を自由契約とすることがあり得る。

②ポスティングシステム

ポスティングシステムとは、日本のプロ野球球団が、入札による方法によりその所属する選手との独占交渉権をメジャーリーグ球団に与え、その結果選手がメジャーリーグに移籍することが可能となる制度である。

これを利用するには、まず移籍を希望する選手の所属球団が、移籍を了承しなければならぬが、了承さえされれば、球団は、日本プロ野球のコミッショナーを通して、メジャーリーグのコミッショナーに当該選手が契約可能であることを告知（ポスティング）し、メジャーリーグの全てのチームにその旨の連絡が行く。そして、当該選手を獲得したいチームは、入札に参加することになる。その入札における最高入札額は日本の所属球団に通知され、日本の所属球団が最高入札額を了承した場合には、最高入札額を提示したメジャーリーグ球団は、当該選手との 30 日間の独占交渉権を獲得できることになり、この結果当該選手との間で選手契約が成立した場

合には、最高入札額が日本の所属球団に全額支払われることになる。

このポスティングシステムは、日本の球団が、選手の移籍の見返りをもらえずに選手を失うことを防ぐために導入されたものである。というのも、選手がFA宣言によってメジャーリーグに移籍した場合には、日本の球団は、移籍先のメジャーリーグ球団から何の見返りももらえない。そこで、1998年に調印された日米間選手契約に関する協定によりこのポスティングシステムが創設された。

日本の球団はなかなかこのポスティングシステムに応じないが、FA取得の1～2年前になると応じることがある。おそらく、何の見返りもなくFA宣言によってメジャーリーグに移籍されるよりも、このポスティングシステムに応じて、最高入札額を手に入れた方が良いというビジネスジャッジがあるのだと思われる。

当初は封印入札方式であったが、入札額の高騰などからMLB側が従前の制度に難色を示し、2012年に一時失効した。その後2013年12月17日に2014年から有効になる入札ではなく選手所属球団が譲渡金額を定める制度が成立し、譲渡金額の上限が200万ドルと定められた。その後、2018年からは選手契約額と譲渡金が連動する制度に変更されている。

3 社会人チーム間の移籍制限

弁護士業務改革委員会スポーツ・エンターテインメント法促進PT

委員 長瀬孝浩（長野県弁護士会）

幹事 合田雄治郎（第一東京弁護士会）

高松政裕（第二東京弁護士会）

飯田研吾（第二東京弁護士会）

(1) 社会人・実業団チーム間の移籍制限の具体例

ア 実業団陸上における移籍制限

全日本実業団対抗駅伝（ニューイヤー駅伝）を主催する日本実業団陸上競技連合（以下「実業団連合」という）の従前の登録規程には、移籍元の退部証明書を持つ「円満移籍者」の選手でなければ、新チームの登録申請を「無期限で受理しない」との条項があった³⁰。

実業団連合は、この条項に関し、公正取引委員会から独占禁止法違反の恐れがないか調査があったことを受けて、2020年2月8日、選手の「移籍の自由」を最大限に尊重するため、移籍制限を定めた上記条項を撤廃するなどの改定を理事会で決定した（以下「改定規程」という）³¹。

³⁰ 登録規程（平成27年12月12日制定）

第6条(移籍者の取扱い)

1 所属する法人と資本関係のない法人のチームへ、チーム登録者が移籍する場合は、元のチームの陸上競技部長と監督連名の退部証明書を交付された者(以下、円満移籍者という)についてのみ、第4条第2項または第3項に従って新チームで登録申請を行うことができる。申請に当たっては地域連盟事務局に退部証明書を提示しなければならない。

2 円満移籍者でない者の登録申請は無期限で受理しない。

<以下略>

³¹ 登録規程（令和2年2月8日改定）

第6条(移籍者の取扱い)

これにより、選手、移籍元チーム、移籍先チームの三者で合意の上、移籍協議合意書を取り交わせば移籍することが可能となった（改定規程第6条第3項第1号）が、他方、合意に至らない場合は、選手登録申請は可能である（同条第4項第1号）ものの、移籍元チームに瑕疵がなく移籍により相当程度に影響があると認められるようなときには、実業団連合が主催する大会のチーム競技種目に限り、1年間を超えない範囲での出場待機期間が設けられ（同項第3号）、若干の制限は残されることとなった。

実業団連合による改定前の移籍制限は、後述する「リーグ型」（チームが加盟するスポーツリーグの運営又は競技会の主催を行っている団体が移籍制限を行う場合）であり、移籍そのものを制限するものであった。

イ ラグビートップリーグの移籍制限

ラグビーのトップリーグ³²（TL）では、TL規約において、チーム間での引き抜き行為を防ぐ目的で、他チームに移籍した選手は、前の所属チームからの選手移籍承諾書がなければ公式戦に1年間出られないと定めていた。

しかし、2017年、日本代表クラスの2人の選手が移籍後に選手移籍承諾書を得られず、試合に出場できなくなる事態が発生したことを受けて、日本ラグビーフットボール協会（JRFU）は、2018年2月19日、TL規約の移籍に関する定めを改定³³し、選手移籍承諾書を廃止、同書がなくてもただちに出場が可能になった一方、新たにチーム、選手双方に対して接触や交渉時の禁止事項と、違反した場合の懲罰規定を設けた。このように移籍制限は完全に解除されたわけではなく、緩和されるにとどまった。

TLによる改定前の移籍制限は、「リーグ型」であり、前述した陸上における実業団連合の移籍制限が移籍そのものを直接制限するタイプであったのに対し、移籍は許されるものの、移籍しても公式戦に出場できないという間接的に制限するタイプであるといえる。

1 本規程における移籍とは、第3条第3項に定める企業チームの相互間において転職により登録申請を変更することをいう。移籍の理由や時期の如何に関わらず職業選択の自由にもとづき登録者の転職は自由である。従って、転職を反映した移籍登録は自動的に受け付ける。また、移籍にあたっては、廃部、競技部（会社）都合で退部した登録者の出場制限は設けない。

2 移籍を希望する者（以下、移籍者という）は予め所属企業のチーム（以下、移籍元チームという）代表者に申し出なければならない。移籍元チームは移籍者が希望する相手先チーム（以下、移籍先チームという）に遅滞なく連絡を取り、移籍元チーム、移籍先チームおよび移籍者は、速やかに3者協議を行う。各当事者はこの協議に協力しなければならない。

<以下略>

³² 日本ラグビーフットボール協会（JRFU）が主催した全国社会人ラグビーリーグ。2003年に12チームで発足し、2013年には16チームに拡充したが、2021年のシーズンを最後に終了し、その後はリーグワンに移行した。

³³ 2020年12月12日改定版

https://www.top-league.jp/wp-content/uploads/2020/12/kiyaku_20201226.pdf

選手移籍承諾書を廃止すると共に、新たな規定を置いた。新たな規定では、これまで各チームが紳士協定としていたシーズン中の交渉ルールを明文化。チームはシーズン終了2カ月前までの事前交渉が認められず、その後も契約終了まで他チームの選手との接触や交渉に所属チームの承認が必要と定めた。違反したチームは1シーズンの勝ち点を最大で5まで減らされ、選手は最大で公式戦の約半数に出場することができない。

ウ バドミントン実業団移籍制限

2018年4月の一連の報道によれば、世界バドミントン選手権・女子ダブルス(2017年)において銀メダルを獲得した、福島由紀・廣田彩花ペアは、所属する再春館製菓所を退社し、再春館の元監督を追って他チームに移籍した。

この当時、再春館製菓所は、同ペアの移籍を認めない方針であり、日本実業団バドミントン連盟の規定³⁴によれば、前所属の移籍承認が得られていない場合は国内の団体戦に2年間出場できないことになる。しかし、その後の経緯は不明なものの、同ペアはアメリカンベイブ岐阜に移籍³⁵している。

再春館製菓所の移籍制限は後述する「チーム型」(選手が所属するチームが選手の移籍を制限する場合)であり、日本実業団バドミントン連盟の移籍制限は「リーグ型」であり、間接的な移籍制限であるといえる。

なお、上記の2年間の出場制限について、2019年の「第69回大会取り決め事項」において削除された。同取り決め事項によれば、チーム間の移籍について「相互チームの代表者の同意を得る」とのみ定められ、同意がない場合の取扱いは不明である。

(2) 社会人・実業団チーム間の移籍制限に関する法的問題

ア 社会人・実業団チーム間の移籍制限のあり方

社会人・実業団チーム間の移籍制限においては、選手が所属するチームが選手の移籍を制限する場合である「チーム型」とチームが加盟するスポーツリーグの運営又は競技会の主催を行っている団体が移籍を制限する場合である「リーグ型」があると考えられる。なお、選手が所属するチームが移籍に合意すれば、リーグ型の移籍制限も回避できるため、リーグ型の移籍制限はチーム型の移籍制限が前提となっているともいえる。

イ チーム型の移籍制限について

チーム型は、選手とチームとの間の契約等により移籍を制限することが考えられる。これは直接的な移籍制限といえるが、契約に移籍制限の条項があれば合意の上締結するためか、問題が表面化しておらず、実態が把握できない。契約内容として移籍制限に関する条項がなかったとしても、移籍に合意しないという制限もあり得る。

また、チーム型の場合は、個別の移籍制限といえるから、後述するような独占禁

³⁴ 第68回(山口大会)大会取り決め事項(2018)によれば、「選手のチーム間の移籍(下記5の場合を除く)については、その相互チームの代表者の承認を要し、もしいずれかの代表者の承認が得られない場合は、その選手は本大会への出場を2年間認めない」とされている。なお、例外とされる「下記5の場合」は、同一企業・同一グループ内の転勤や異動の場合と定められている。

³⁵ 直ぐに国内の団体戦に出場できたのか、移籍制限をどのようにクリアできたのかについて確認できなかった。

止法の対象とはなりづらいといえる。

なお、社会人・実業団の特徴として、プロ化していない選手については、労働者としての地位を有していることがある。企業（実業団）と選手間の個別の契約（雇用契約等）において、契約終了にライバル企業への移籍を禁じる定めなどが設けられていることも考えられ、このような場合には、労働基準法や労働契約法上の問題が生じうる。過去に、裁判等で争われた事案は見当たらないが、一般の企業において、従業員に対し退職後の競業避止義務を課すことの有効性の議論がひとつの参考になると考えられる。

ウ リーグ型の移籍制限について

(ア) 上述した、陸上、ラグビー、バドミントンの例はいずれもリーグ型の移籍制限といえ、程度の差はあれ、移籍制限の緩和が進んだ。

このような移籍制限の緩和の背景には、公正取引委員会が、社会人・実業団チーム間の移籍制限についても、独占禁止法違反の疑いがあるという考え方を示し、調査を行ったことにある。

(イ) そもそも、企業・実業団のスポーツの多くは、企業内の従業員の福利厚生、企業の一体感の醸成というのが主目的であり、1960年代当時の実業団リーグは、親睦のための試合という位置づけが強かったといえる³⁶。

しかし、時代の流れとともに、スポーツを取り巻く環境も大きく変化し、実業団チームがスポーツ事業を行う目的も従業員の福利厚生にとどまらず、スポーツを通じた地域・社会貢献や企業価値の向上、企業名の周知・宣伝といった点にシフトしている。

このような企業におけるスポーツ活動の実態に照らすと、社会人・実業団チームは、スポーツ活動を通じて経済的な活動（事業活動）を行うという側面が認められ、独占禁止法上の「事業者」として互いに競争していると捉えることができる。

したがって、社会人・実業団チーム間の移籍制限についても、独占禁止法上の問題が生じ得ると考えられる。

(ウ) 一般に、移籍制限ルールが独占禁止法上違法と判断されるかは、具体的なルールの内容や実態に即して個別に判断される。

リーグ型の移籍制限についていえば、その目的は、主には、①選手の育成費用の回収可能性を確保することにより、選手育成インセンティブを向上させること、②チームの戦力を均衡させることにより競技としての魅力を維持・向上させること、の2点にあり、かかる目的が競争を促進する観点からみて合理的か、その目的を達成する手段として相当かという観点から総合的に考慮されて判断される³⁷。

4 学生スポーツ団体の移籍制限

³⁶ 日本スポーツ法学会年報第9号「実業団選手の嘱託契約」牛木素吉郎 63頁

³⁷ 公正取引委員会による「スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方」参照

幹事 大橋卓生（第一東京弁護士会）
山田尚史（大阪弁護士会）
富田英司（大阪弁護士会）
徳田暁（神奈川県弁護士会）

(1) 日本の学生スポーツ団体

学生スポーツ団体における移籍ルールとして、古くは、いわゆる野球統制令があった。現在の高校に該当する中等学校の野球の試合に出場する選手の条件として「転入学若ハ中途入学ノモノハ入学後一ヶ年以上ヲ経過セルモノニ限ルコト」と定めていた。これは、学生野球の人気の高まり、有力選手が転校を繰り返すなど過度に商業化していったところ、教育的側面を重視して軌道修正されたものである³⁸。

現在においても、公益財団法人日本高等学校野球連盟は、年度毎に大会参加資格を定めており、同連盟主催大会の参加資格につき、次のとおり定めている³⁹。

転入学生は、転入学した日より満1ヵ年を経過したもの。ただし満1ヵ年を経なくても、学区制の変更、学校の統廃合または一家転住などにより、止むを得ず転入学したと認められるもので、本連盟の承認を得たものはこの限りではない。なお転入学生であっても、前在籍校で野球部での活動実績(学校実施の体験入部は活動実績に含まず)のない者は転入学した日から参加資格が認められる。

公益財団法人全国高等学校体育連盟等においても、全国高等学校総合体育大会(インターハイ)の開催要項において参加資格を設けており、次のとおり定めている⁴⁰。

転校・転籍後6ヶ月未満(水泳は1年)のものは同一競技への参加を認めない。
(外国人留学生もこれに準ずる)

但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。

公益財団法人日本サッカー協会は、全国高等学校サッカー選手権大会の参加資格につき、次のとおり定める⁴¹。

①転校後6ヶ月未満の者は参加を認めない。但し、一家転住等やむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。

³⁸ 野球統制令・前文では、「学生ニ依リテ行ワルル野球・・・ノ健全ナル発達」「凡ソ学生野球ノ要ハ教育ノ本義ニ則リテ運動競技ノ精華ヲ發揮セシムルニ在リ」とあり、規制内容として対校競技の開催は「総テノ学業ニ支障ナキ」ことが前提とされる等と規定されている。

また、田代正之（1996）「中等学校野球の動向からみた「野球統制令」の歴史的意義」、スポーツ史研究第9号

³⁹ 令和4年度大会参加者資格規定

⁴⁰ 全国高等学校総合体育大会開催期順要項参照

⁴¹ https://www.jfa.jp/match/alljapan_highschool_2019/about.html [最終閲覧：2022.8.12]

(外国人留学生もこれに準ずる)

②転校の有無にかかわらず、他の連盟から高等学校体育連盟加盟チームへ移籍する場合は、上記①に準じるものとする。ただし、この規定②の適用は当該年度内に限るものとする。

日本バスケットボール協会は、U12、U15、U18 で扱いを分けている。

U12 は、原則として移籍を認めないが、特別な事情（転居・人間関係等のトラブル）があった場合に例外的に移籍を認める。U15 は原則 1 年度に年 1 回まで移籍を認める。U18 は、JBA 基本規程の移籍規定によるものとされており、高校の転校は移籍とみなさないとしている⁴²。

日本の学生スポーツにおける移籍制限の事例をいくつか取り上げたが、おおよそスポーツのために学校を渡り歩くような移籍を認めるものではなく、やむを得ない場合には出場制限なく大会等への参加を認めるものであるという内容であると理解し得る。

こうした移籍制限は、学業をおろそかにしないという教育的な観点からなされているものと理解できる。

こうした学生スポーツ団体による移籍制限に関する法的議論はほとんど行われていないのが現状である。

学生スポーツを統括するスポーツ団体は、非営利法人であるが、非営利法人であっても独占禁止法上の事業者になり得る。しかしながら、学生自体は事業者には該当しないものと解され、独占禁止法による規制は難しいように思われる。

学生スポーツは、教育の一環として実施されていることに鑑みれば、教育目的による移籍制限が学生のスポーツ権を過度に規制するものであるか否かという観点から検討することになると思われる⁴³。

(2) 米国 NCAA における移籍制限

参考までに米国の学生スポーツにおける移籍制限について概観する。

全米大学体育協会（以下「NCAA」という。）は、米国の大学スポーツの運営管理を目的として設立された非営利の団体で、米国の大学スポーツ全般を統括する組織で、大学機関が加盟対象となり、各大学が学生選手の規律・制裁について責任を負う。すなわち、学生選手の NCAA 規約違反については、NCAA が大学に対して制裁を要請し、同要請に大学が従わない場合に、NCAA が当該大学機関に対して制裁を加える関係となっている。NCAA には、NCAA の規則によりディビジョン I から III の 3 つの区分が設けられ、大学がグループ化されている。1997 年以降、ディビジョン別に政策意思決定がなされることとなっているが、ディビジョン I が NCAA の政策決定を事実上支配している。また、NCAA の傘下にはカンファレンスが存在し、各カンファレンスには地域ごと

⁴² 基本規程、U12・U15・U18 カテゴリー登録・移籍運用細則参照

⁴³ 富田英司（2020）「スポーツにおける移籍制限」新日本法規ウェブサイト (<https://www.sn-hoki.co.jp/articles/article481763/>) [最終閲覧：2022.8.14]

に5～12の大学機関が所属している⁴⁴。

NCAAでは、学生選手に対する他大学からの移籍の誘因を抑制し、学生選手が好条件の大学を渡り歩くことがないように、移籍ルールを設けている。従前の移籍制限の内容は、大学間で移籍した場合、1年間（one academic year）の出場制限が課せられるというものであった。ただし、ディビジョンIのアメリカンフットボール、男女バスケットボール、野球、男子アイスホッケーの5つの人気競技を除き、1回まで移籍が認められた。

2021年4月、NCAAのディビジョンIは、移籍ルールの例外規定を適用除外の対象であったアメリカンフットボール、男女バスケットボール、野球、男子アイスホッケーの5つの競技を適用すると決定した。これにより、NCAAでは、全ての競技において、大学間での移籍につき、1回までは自由な移籍が認められ、2回目以降の移籍は1年間の出場制限が課せられることとなっている。

従来の移籍制限ルールについてであるが、反トラスト法違反で争われたケースがある。

Tanaka事件⁴⁵は、NCAA傘下のPacific 10 Athletic Conference(PAC-10)の移籍ルール（同カンファレンス内での移籍制限）が争われたものであるが、選手がリクルートされて入学したロサンゼルス大学の教育プログラムが詐欺的であるとして、PAC-10内のロサンゼルス他大学へペナルティなしの転校を求めたところ、移籍ルールに基づき出場制限が課された事案である。控訴審は、選手が全国の大学から勧誘を受けていた事情から関連市場は全国であり、当該移籍ルールはPAC-10内の大学の移籍が制限されているのみで、PAC-10以外の大学に転校する場合には当該移籍ルールが適用されないから、関連市場内で競争が制限されていることを立証できていないなどとして、選手の訴えを棄却した。

Pugh事件⁴⁶は、ディビジョンIの大学でフルに奨学金を得ていたアメリカンフットボールの選手が、新コーチが奨学金を更新しないことを決定したため、奨学金の提供をオファーしたディビジョンIの大学に移籍しようとしたところ、NCAAの移籍ルール（1年間の出場制限）によりこれらオファーが取り消される等したため、NCAAの移籍ルール等が反トラスト法に違反すると争った事案である。連邦地裁は、「NCAAの規則は”大学スポーツにおいて尊重されるべきアマチュアリズムの伝統”又は”高等教育において学生アスリートの保護”を維持するために役に立つ場合は競争促進的なものと推定されること、資格要件について競争促進的であったとした先例を引用して、当該移籍ルールは反トラスト法に違反しないとした⁴⁷。

NCAAにおいては、アメリカンフットボールやバスケットボールなど一部のスポーツがビッグビジネスになっており、大学が有力な選手を、奨学金等を提供してリクルートしている。奨学金を得ている私立大学の学生選手について労働者性を認める見解も

⁴⁴ <https://www.ncaa.org/> [最終閲覧：2022.8.14]

⁴⁵ Tanaka v. University of Southern California, 252 F.3d 1059 (9th Cir. 2001)

⁴⁶ Pugh v. Nat'l Collegiate Athletic Ass'n, (S.D. Ind. Dec. 6, 2016)

⁴⁷ 同種の事案でNCAAの移籍制限ルールを競争促進的であることを認めた控訴審判断として Deppe v. Nat'l Collegiate Athletic Ass'n, 893 F.3d 498 (7th Cir. 2018)

出ているところである⁴⁸。このため学生アスリートであってもプロアスリートに類似すると思われる。

5 スポーツ団体による競技の独占

弁護士業務改革委員会スポーツ・エンターテインメント法促進 PT

委員 上野裕幸（秋田弁護士会）

幹事 堀田裕二（大阪弁護士会）

安藤尚徳（第一東京弁護士会）

石原遥平（第一東京弁護士会）

(1) スポーツ団体の組織構造と運営

ア 組織構造について

オリンピック競技に関するスポーツの国際競技連盟 (International Federation; IF) は、国際オリンピック委員会 (IOC) が定めるオリンピック憲章に基づいて、一又は複数の競技を世界的に統括する非政府組織と定義付けられている⁴⁹。同様に、パラリンピック競技に関するスポーツの国際組織 (International Paralympic Sports Federation; IF) は、国際パラリンピック委員会の定める規約に基づいて、ある障がい者スポーツを世界的に代表する唯一のスポーツ組織と定義付けられている⁵⁰。こうしてオリンピック及びパラリンピックの競技に関する IF は、特定の競技について世界で一つの組織として形成されてきた。

IOC 及び IPC とも各国に各国のオリンピック/パラリンピック競技を統括する各国オリンピック委員会 (National Olympic Committee; NOC) /パラリンピック委員会 (National Paralympic Committee; NPC) を置くこととしている⁵¹。そして、NOC/NPC の傘下に各国において各競技を統括する国内競技連盟 (National Federation; NF) が組織される。NF は、当該国で統括している特定の競技について、当該競技を世界的に統括する IF のメンバーでもある⁵²。こうしてオリンピック/パラリンピックに関する各競技を統括するスポーツ団体は、世界的に IF が一つ、各国に NF が一つという組織形態が形成されている⁵³。特定の競技に関してスポーツ団体が独占的な組織構造となることは、EU においては「スポーツの特殊性 (the specificity of sport)」として認識され⁵⁴、EU 機能条約 165 条にも反映されているところである。

こうした IF を頂点とするスポーツ団体の構造⁵⁵は、競技のルールを統一したり、

⁴⁸ “Statutory Rights of Players at Academic Institutions (Student-Athlete) Under the National Labor Relations Act”(2020)

⁴⁹ Olympic Charter Art.25 参照

⁵⁰ IPC Constitution Art.4.1.3 参照

⁵¹ Olympic Charter Chapter4 参照、IPC Rights and obligations of IPC Members Art. 2.2.2, 2.2.3 参照

⁵² Olympic Charter Art.29 参照、IPC Rights and obligations of IPC Members Art. 2.2.2 参照

⁵³ Olympic Charter Bye-Law to Rule 27 and 28 Art. 1.2 において、NOC は、2 つ以上の国内競技連盟を承認してはならないとされている。

⁵⁴ EU Commission (2007) “White Paper on Sport”

⁵⁵ EU においては “pyramid structure” と言われている。

<https://epthinktank.eu/2019/09/23/eu-sports-policy-going-faster-aiming-higher-reaching-further-policy-podcast/pyramide-structure-black-of-sport/> [最終閲覧 2022.7.23]

国際大会への代表選手選考などを統括するために一の団体とすることが必要され、アマチュアからプロスポーツまで振興を図り、社会の統合を促進するために一の団体内で構造的・財政的な連帯を効率的に及ぼす必要があるとされている⁵⁶。

イ スポーツ団体の運営

上記の IF や NF のようなスポーツ団体は、私的な団体であり、各スポーツ団体の自治に基づいて、定款、統括する競技のルールや代表選考基準、当該団体の運営に関する規則等を自ら定めている。ことに競技ルールや代表選考基準などは IF が定め、NF が各国においてこれを実施する形になる。この際、IF が NF に裁量を与えた場合は、NF が独自のルールや基準等を作ることもある。

アスリートは、基本的に国籍を有する国の NF に登録等して所属し、NF や IF の主催/公認する大会に出場することとなる。NF に所属する過程において、アスリートは、NF 及び IF の規則等を遵守することを誓約することとなる。

(2) IF による選手に対する大会出場の制限

上記で述べた IF による特定の競技の独占構造から、IF は、IF 傘下のアスリートに対し、IF/参加の NF 等が主催・公認する競技会への参加資格を付与するのが一般的である。さらに、IF/参加の NF 等が承認していない競技会に参加した場合、違反した者に資格停止等の罰則を課すこともある。かかる規則を設ける目的としては、IF が定める競技ルールや大会基準（選手選考、運営、安全確保等）の統一化、アンチ・ドーピングなどスポーツのインテグリティの確保、IF の収益の確保など様々な理由が考えられる。

こうした規則は、アスリートの側からすれば、IF が認めた範囲内で競技活動を行うことを意味する。その範囲が適当か狭いかは、個々のアスリートの活動によって異なり得るところであるが、緊張関係が生じるのは、当該競技によって生計を立てているプロアスリートに関してである。

プロアスリートが、IF 等が承認していない第三者が主催する賞金付きの競技会に参加する場合、IF は、当該規則を適用して、プロアスリートに対し、当該競技会への出場を、罰則をもって禁止することができるかが問題となる。この問題は、①プロアスリートが生計を得る機会を奪うという側面と②第三者が特定の競技の国際大会を開催する権利を害するという側面を有する。

経済的な側面からみると、IF は、主要な収入として競技大会に関する収入、放映権収入、スポンサー収入、物販（ライセンス）収入などを得ているが、未承認の競技会へのアスリートの出場を禁止する規則は、IF が国際大会を独占することによってその収入を独占する反面、アスリートが生計を得る機会を奪い、かつ第三者が当該競技の国際大会を開催する権利を害している構造のようにも見られるのである。

(3) 国際スケート連盟（International Skate Union; ISU）の EU 競争法違反事件

⁵⁶ EU Commission (1999) “Helsinki Report on Sport”

この問題が顕在化した事案として、国際スケート連盟の EU 競争法違反事案を取り上げる。

ア 事案の概要⁵⁷

(ア) ISU Eligibility Rule (以下「ISU 資格ルール」という。)

ISU は、” General Regulations” の中で ISU 資格ルールを設けている。ISU/傘下の NF 等が主催・公認している競技会にのみ参加できるとする ISU 資格ルールは、1998 年に採用された。こうしたルールの導入は、ISU ルールの下で競技をすること、競技会の基準を管理し、世界において均一で評価システムが信頼かつ公平であることを確保する等が理由であった。2002 年には、ISU 資格ルールが、ISU の経済的利益及びその他の利益を適切に保護することを動機としていることが明確にされた。2014 年の ISU 資格ルールの改正により、ISU/傘下の NF 等が承認しない競技会に参加した場合、アスリートは ISU の資格を失うとした（資格を失う期間が限定されておらず、資格回復ができないため永久失格となる）。さらに、2016 年の ISU 資格ルールの改正により、違反の程度に応じて、けん責から永久停止までの処分を課すものとした。

(イ) 事案

2014 年に韓国の Icederby 社は、ドバイで、賞金付きのスピードスケート大会（ISU の大会フォーマットにはない大会）を開催しようとした。この大会はスポーツベッティングが合法の国でベッティングの対象とする予定であったところ、ISU は、ベッティングの対象となっていることを理由に、この大会を承認しなかった⁵⁸。このため、参加者が集まらず、大会は中止となった。

Icederby 社は、2016 年に、オランダで、同様のスピードスケート大会（ベッティングの対象としない）を企画したが、ISU は国際大会としては承認しなかった⁵⁹。

こうした ISU の対応に関して、オランダ人の 2 名のプロスピードスケート選手が、2014 年 7 月に、欧州委員会 (European Commission) に対し、2014 年の ISU 資格ルールが EU 機能条約 101 条及び 102 条 (EU 競争法) に違反する旨申し立てた。特に、ISU 資格ルールは、アスリートが報酬を得てより良い生活を送る機会を提供する Icederby 社の国際大会への参加を妨げていることを強調した。

イ 欧州委員会の決定 (CASE AT. 40208(2017))

欧州委員会は、2014 年の ISU 資格ルールを、大要次の理由から、EU 機能条約 101

⁵⁷ CASE AT.40208, Europe Commission (2017)参照

⁵⁸ ISU Regulation によれば、ISU は、第三者に対し、” Open International Competitions” を承認する権限を有している。

⁵⁹ なお、この大会は、Icederby 社が企画したフォーマットではなく、ISU 傘下のオランダ王立スケート連盟とクラブチームの共催でクラブ選手権として、ISU ルールの基で実施された。(CASE AT.40208, Europe Commission (2017))

条⁶⁰に違反するとした⁶¹。

欧州委員会は、対象となる市場を” the organisation and commercial exploitation of speed skating events” (スピードスケートイベントの組織及び商業利用)、対象地域を全世界と認定したうえで、ISU は、ISU と加盟する NF 等で構成される事業者団体と認定し、ISU 資格ルールは事業者団体の決定に当たるとした。

ISU 資格ルールは、ISU の経済的利益を確保することを目的の一つとしているとし、ISU は当該ルールを通じて潜在的な競争者を排除する意図があったことを認定した。

事実上、ISU/傘下 NF 等以外に国際スピードスケート大会の主催者が存在しない事実からすれば、厳しい罰則を伴う ISU 資格ルールのために、アスリートは ISU/傘下 NF 等のみしか役務を提供できないという重大な制約（商業的自由の制限）を受けている。

欧州委員会の決定では、ISU は、自ら国際大会を実施する権限を有するとともに、第三者が国際大会を開催することを認可する権限を有しており、利益相反につながるおそれがあり、第三者よりも ISU/傘下の NF 等の大会を優先することによって競争をゆがめないようにすべきである、とも指摘している。

ウ 欧州一般裁判所の判決（CASE T-93/18(2020)）

ISU は、2017 年 12 月、欧州委員会の決定について、欧州一般裁判所に不服を申し立てた。欧州一般裁判所は、2020 年に、欧州委員会の決定を支持する判決を出した⁶²。

この判決を受けて、ISU は、欧州裁判所に上訴しており、現在、審理が継続している。

なお、現在の ISU 資格ルールは、その目的として統一したルールの保証、倫理・インテグリティの確保などが列挙されており、経済的利益の確保は削除されている。また、ISU 資格ルール違反の制裁に関しても、けん責から一定期間の資格停止とさ

⁶⁰ Article 101, TFEC

1. The following shall be prohibited as incompatible with the internal market: all agreements between undertakings, decisions by associations of undertakings and concerted practices which may affect trade between Member States and which have as their object or effect the prevention, restriction or distortion of competition within the internal market, and in particular those which:

- (a) directly or indirectly fix purchase or selling prices or any other trading conditions;
- (b) limit or control production, markets, technical development, or investment;
- (c) share markets or sources of supply;
- (d) apply dissimilar conditions to equivalent transactions with other trading parties, thereby placing them at a competitive disadvantage;
- (e) make the conclusion of contracts subject to acceptance by the other parties of supplementary obligations which, by their nature or according to commercial usage, have no connection with the subject of such contracts.

⁶¹ なお、EC の決定（CASE AT. 40208）においては、ISU 資格ルールにより処分を受けた場合、スポーツ仲裁裁判所（CAS）への上訴が強制されている点について判断しており、アスリートの権利を害するものではないが、資格制限ルールと相まって、アスリートの商業的自由の制限及び ISU の潜在的競争者の排除を補強していると認定した（理由は非開示）。

⁶² ただし、CAS 仲裁が強制されるという点については、EC の決定を覆している。

れ、永久資格停止が削除されている⁶³。

(4) ISU の EU 競争法違反事件後の状況

ア German Wrestling League

German Wrestling League (GWL) は、2016 年に、オリンピックのレスリング競技等を統括する IF である世界レスリング連合 (United World Wrestling; UWW)、その傘下のドイツの NF であるドイツレスリング連盟 (German Wrestling Federation; GWF) から独立して組織された。

GWF は、2017 年、傘下のアスリートやチームが GWL に参加することを防ぐため、GWL に参加していた 9 名のアスリートに対し、2017 年の GWF の公式大会への参加を禁止した。また、UWW は、同じ理由で同 9 名のアスリートに対し、2018 年の世界選手権を含む国際大会への参加資格を認めなかった。

こうした措置に対し、GWL 及び 9 名のアスリートが所属する 5 チームは、国内のニュルンベルク地方裁判所に EU 競争法違反であるとして提訴をした。

地方裁判所は、GWL らの主張を認め、GWF 及び UWW の措置を EU 競争法に違反するとした。控訴審においても同様の結論であった。

イ The Super League

2021 年 4 月、レアル・マドリード、バルセロナ、ユヴェントスなどスペイン、イギリス及びイタリアのトップリーグに属する欧州のビッグクラブ 12 クラブが、UEFA チャンピオンズリーグに対抗する新たな欧州リーグとして” The Super League” の創設を発表した。

UEFA 及び FIFA は、2021 年 1 月に、” The Super League” に関与した選手は FIFA World Cup 等公式国際大会の出場資格を失う旨の声明を出していた。

” The Super League” は、創設発表後数日で、各方面からの批判が相次ぎ、参加を表明していた 9 クラブが参加を撤回し、現在は、保留状態になっている⁶⁴。

” The Super League” の運営会社が UEFA 及び FIFA を相手取り、欧州裁判所に EU 競争法違反で提訴⁶⁵し、現在、欧州裁判所大法廷において ISU の競争法違反事案と並行して審理中である。

ウ LIV Golf

LIV Golf は、サウジアラビアのファンドが投資して 2021 年に設立された新たなプロゴルフツアー団体である。大会フォーマットはショットガン方式の 3 日間 54 ホールで個人戦・チーム戦を行うというもの。予選落ちがなく、賞金が高額であるという点に特徴がある。

こうした新たなプロゴルフツアーの登場によって、従来からプロゴルフツアーを

⁶³ ISU Constitutions and General Regulations 2021, Article 102 参照

⁶⁴ <https://thesuperleague.com/> [最終閲覧：2022.7.24]

⁶⁵ CASE C-333/21

行っている北米の男子プロゴルフツアーを運営する PGA 及びヨーロッパの男子プロゴルフツアーを運営する PGA European Tour は、傘下のプロゴルファーの流出に危機感を抱いている。

現に、LIV Golf の CEO は、PGA のスーパースターであったグレッグ・ノーマンが務めており、フィル・ミケルソンやダスティン・ジョンソンなど著名なプレーヤーが続々と LIV Golf のツアーに参戦している。

こうした動きに対して、PGA は、2022 年 6 月 9 日、LIV Golf のツアーに参加した 17 名のプレーヤーに対して無期限資格停止処分を課した。同様に、PGA European Tour も LIV Golf のツアーに参加したプレーヤーに対し、3 つの公式トーナメントへの出場停止とし、加えて当該プレーヤーに 10 万ポンドの罰金を課している。

こうした動きに対し、米国においては、2022 年 7 月 11 日、司法省が PGA の措置について、反競争的行為の疑いがあるとして調査している旨報道されている。⁶⁶同年 8 月 11 日には、PGA から処分を受けフィル・ミケルソンほか 10 名のプロゴルファーが PGA に対して反トラスト訴訟を提起した。⁶⁷

また、PGA European Tour で処分を受けた 3 名のプレーヤーは、PGA European Tour の定める規則に基づいて、イギリスの仲裁廷 (Sports Resolutions) に制裁措置の停止を求めた。パネルは、仲裁において本件に適用される規則に基づいて de novo 審理されることから結論が出るまで申立人らに課された制裁措置を停止すると、判断している⁶⁸。

6 クラブチームレベルの専属義務

弁護士業務改革委員会スポーツ・エンターテインメント法促進 PT

委員 長瀬孝浩 (長野県弁護士会)

幹事 合田雄治郎 (第一東京弁護士会)

高松政裕 (第二東京弁護士会)

飯田研吾 (第二東京弁護士会)

(1) クラブチームレベルの専属義務の内容と趣旨

アスリートが所属するクラブチームのためにのみ役務を提供する義務をいう。

かかる専属義務は、アスリートとクラブチームとの間の所属契約により生じる。プロスポーツ (チームスポーツ) においては、リーグが定める統一契約書が用いられ、同契約書内に規定されるのが一般的である⁶⁹。

クラブチームが専属義務を設ける目的は、主として次の 2 点にあるとされる⁷⁰。

①選手の育成費用の回収可能性を確保することにより、選手育成インセンティ

⁶⁶ <https://www.wsj.com/articles/pga-tour-antitrust-liv-department-of-justice-investigation-11657557177>
〔最終閲覧：2022.8.17〕

⁶⁷ <https://www.theguardian.com/sport/2022/aug/03/liv-golf-antitrust-lawsuit-pga-tour-mickelson-casey>

⁶⁸ SR/165/2022

⁶⁹ NPB 統一契約書第 19 条、JFA 選手契約書第 2 条第 3 条、B リーグ選手契約書第 2 条第 3 条など

⁷⁰ 公正取引委員会「スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方について」(2019)

ブを向上させること

②チームの戦力を均衡させることにより、競技(スポーツリーグ、競技会等)としての魅力を維持・向上させること

こうした専属義務の目的は、プロ野球やプロサッカーなど特定のチームでクローズドリーグを組成しているクラブチームにおいて、最も当てはまる。ただし、セミプロや実業団のクラブチームで組成されるクローズドリーグにおいて、クラブチームと選手との契約は雇用契約として締結される例が多い。この際の専属義務は、雇用契約における職務専念義務としても理解し得るものと解される。

クローズドリーグを組成しないプロチームや実業団チーム⁷¹も存在する。実業団チームにおいては雇用契約の場合もある。

また、個人競技であってもプロボクシングのように、競技の仕組みとしてマネジメント制度が存在し、一人のマネージャーにマネジメントを委ねることとされている例もある⁷²。

こうした専属義務については、不合理なものであったり、優越的地位にある者が不当に不利益な専属義務を課す場合には、独占禁止法上や職業選択の自由から問題となり得ることが明らかにされている⁷³。

(2) 専属義務に関する法的問題

ア クローズドリーグのクラブチームにおいては、専属義務の内容と目的が最も当てはまると解される。ただし、契約期間が過度に長期化するような場合には、不合理な拘束となり得る。

①プロサッカーにおいては、FIFAが”Regulations on the Status and Transfer of Players”を定め、契約期間の最長を5年間としており、日本国内においても(公財)日本サッカー協会はこれに準拠した規定を設けている。

②プロ野球の場合、特段、契約期間の上限はないが、統一契約書は単年契約が前提となっている(運用によって複数年契約を実施している)。ただし、プロ野球においては、「日本プロフェッショナル野球協約」で定める保留制度によって、契約期間終了後も元の球団に縛られることとなっており、問題視されることがある。

イ クローズドリーグを組成しないクラブチームにおいては、専属義務の目的とされる②戦力の均衡という側面は弱くなる。この点は、当該チームのプレゼンスの強化・維持のために戦力を確保・維持するという意味合いに変容すると思われる。

また、個人競技においてクラブチームと専属義務が生じる場合には、専属義務の②の目的のみならず、①の目的も変容する。すなわち、選手の育成費用の回収のみならず、当該選手の存在そのものがクラブチームの収益活動の根幹となり得る。

⁷¹ 陸上競技や自転車競技などで見られる。

⁷² 一般財団法人日本ボクシングコミッションルール第29条、第129条等、JBC統一契約書第3条第1項

⁷³ 公正取引委員会競争政策研究センター「人材と競争政策に関する検討会報告書」(2018)

こうした戦力の均衡を考慮する必要のないクラブチームにおける専属義務は、芸能事務所の所属タレントに対する拘束に類似し、過度の拘束に陥りやすいと思われる。すなわち、芸能事務所は、所属タレントを育成し、テレビやCM等で稼働させて収益を上げるというビジネスモデルである。所属タレントに育成に先行投資が必要であり、収益が上がるまでにタイムラグがある。このため、他の芸能事務所からの引き抜きを警戒し、自ずと厳しい専属義務を課し、契約を容易に終了・解除できないように拘束を強めることとなる。所属タレントは、程度の差こそあれ、基本的に芸能事務所の方針に従って仕事を行うこととなる。

こうした芸能事務所に類似するクラブチームに生じる専念義務の問題としては、芸能事務所で生じる問題に比して考えると、次のような問題が考えられる。

- (a) チーム方針の下の稼働制限（個人として参加可能な競技会があるにもかかわらず、チームの方針として競技会に参加を認めない等）
- (b) 契約期間の長期化
- (c) 高額な違約金や損害賠償の予定の設定

(ア) (a)の類型は、国際競技連盟（IF）や国内競技連盟（NF）が、同連盟が主催ないし公認していない競技会への参加を、罰則をもって禁止する場面に類似するようみえる。しかし、IFやNFに加盟するクラブチームが行う稼働制限は、IFやNFが主催ないし公認する競技会の範囲内での行うものである。よって、選手が参加してもIFやNFの規則に違反しないものの、クラブチームの活動方針として選手の希望する競技会ではなく、戦略的等の理由で他の競技会に参加することを命じる場合である。過去に、プロボクシングにおいて、ボクサーがジムを移籍する際に、事実上、移籍金が要求されるという業界ルールが存在したが、統一契約書の導入により、撤廃されている⁷⁴。

契約の内容次第という場面であり、一概に適法違法を判断はできない。

なお、芸能の場面で、稼働制限的な事案の裁判例は、次のとおりである。

- ・ ラーメン我聞立川店事件（東京地判平成22年4月28日裁判所ウェブサイト）では、芸能事務所と専属実演家契約を締結し、氏名・肖像の管理権限を芸能事務所に委ねていたタレントAが、芸能事務所を介さず、ラーメン店にその氏名・肖像の使用を許諾した事案において、専属実演家契約の内容を検討し、同契約は実演家の活動とは直接の関係を有しない店舗の経営にまで及ぶものと解することはできないとし、Aの許諾の下、Aの氏名・肖像を使用してラーメン店を経営することは自由競争の範囲内の行為であるとした。
- ・ 専属実演家契約の内容として恋愛禁止条項が問題となった事案では、対等な契約関係を前提に恋愛禁止条項の有効性を認めたもの（東京地判平成27年9月18日判時2310号126頁）、有効性を制限的に解したもの（害意をもって違反した場合にのみ損害賠償責任を認めたもの。東京地判平成28年

⁷⁴ <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ051886060X01C19A1US0000/>（最終閲覧 2022.6.20）

1月18日)がある。

(イ) (b)や(c)の類型についても、一概に適法違法を判断できないが、契約期間においては長期になるほど、違約金や損害の予定においては高額になるほど、合理性を説明しがたくなり、違法と判断されやすくなると解する。スポーツにおける(c)の類型は、移籍金制度が典型である。サッカーにおいては、ボスマン判決において移籍金制度が否定され、その後、移籍金制度が撤廃されている。しかしながら、プロ野球においては、FA移籍の補償制度という形で、移籍金に似た制度が存在している。セミプロや実業団においても移籍金制度が現存している例もある⁷⁵。

なお、芸能の場面では、(一社)日本音楽事業者協会が、2019年11月に、公正取引委員会の支援の下に、専属実演家契約の雛型を改訂した⁷⁶。従前、同契約は、芸能事務所側が契約期間延長のオプション権を有するものであったが、このオプション権の行使要件について、投下資本との不均衡の是正が必要と思われる場合等に備え、ケースごと必要に応じて双方合意のもと金銭により精算する方法を明文化した。これは未回収の育成費を移籍先の芸能事務所が補償することを可能にするものであり、移籍金制度ともいわれている⁷⁷。

第3 総括と提言

本基調報告では、1)国際移籍(プロリーグ間)、2)国内移籍(プロチーム間)、3)社会人チーム間の移籍及び4)学生スポーツ団体の移籍における移籍制限、並びに5)スポーツ団体による競技の独占及び6)クラブチームレベルの専属契約に伴う活動制限について、国内外の事例と議論状況を見てきた。

1)ないし6)における移籍制限を課す必要性や侵害される権利は必ずしも同一ではなく、また各事例における利害関係者や選択された紛争解決手続の種類も同条件ではないことから、これら移籍制限に対するベストな法的アプローチや解決方法を一概に論じることは難しい。

一方で、1)ないし6)の議論からは、スポーツにおける移籍制限に対する競争法適用の可能性が議論され、競争法適用の議論と並行して当事者間での「対話」による解決が模索されてきたことがわかる(EUではソーシャルダイアログ、米国では労使交渉)。

日本でも、公正取引委員会による検討、報告によって、スポーツにおける移籍制限への競争法の適用可能性の議論が深まりつつある状況である。その上で、EUや米国での議論を参考に、「最後の手段」としての競争法適用を意識しつつ、移籍制限主体側と権利制限される選手側及び関係するステークホルダーによる「対話」、いわば日本版ソーシャルダイアログの可能性を模索することが求められるのではないかと思われる。

日本版ソーシャルダイアログの有用性は競争法や労働法など関係法令の解釈、執行

⁷⁵ Vリーグ「移籍手続きに関する規程」

⁷⁶ https://www.jame.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/12/20191203_jame_info.pdf (最終閲覧 2022.6.20)

⁷⁷ https://www.excite.co.jp/news/article/Cyzo_223730/ (最終閲覧 2022.6.20)

に関する十分な理解が必要であり、その実現には、スポーツと法律に精通した法律実務家の様々な角度からの関与が必ず求められるといえる。

以上